令和2年度

みよしの環境

お よ し 市 環境経済部環境課

みよし市では、「みよし市環境基本条例」第 24 条に基づき、「市長は環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする」としています。

この「みよしの環境」は、令和元年度に実施した環境調査の結果などを掲載し、みよし市の環境の状況をまとめたものです。

本書が、皆さまの環境に対する認識とご理解の一助となれば幸いです。

令和 3年 3月

みよし市環境基本条例(平成14年3月25日条例第4号)抜粋

私たちのまち、みよし市は、先人たちの努力により守られてきた豊かな自然の恵みを受け、良好な環境の下に発展を続けてきた。

しかしながら、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動のあり方や物質的な豊かさと生活の利便を求める営みは、大量の資源やエネルギーを消費し、様々な形で環境への負荷をもたらすこととなり、身近な自然の減少や、都市・生活型公害といった地域の環境問題にとどまらず、オゾン層の破壊、地球温暖化、海洋汚染などに象徴されるような、人類の存続の基盤である地球環境にまで影響を及ぼしてきている。

すべての市民は、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有し、このかけが えのないみどり豊かな環境を保全し、将来の世代の市民に継承する責務を負っている。

私たちは、みどり豊かな環境を創造し、保全するため、市、市民、行政区が主体となる 地域(以下「地域」という。)及び事業者の各々の責務を明確化し、互いに協働して環境 への負荷の低減に努めるとともに、循環型社会を構築し、人と自然が共生することのでき る、ふれあいのまち三好を実現していくことを決意し、ここに、この条例を制定する。

I	み」	t し ī	方の	概要	至																											
	1	位置	置と	地勢	内	•		•	•		•	•	•	•	•		•				•		•				•		•			1
	2	自然	然条	件	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•		•			•	•	•	•			2
	3	人口]			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•		•			•	•	•	•			3
	4	交通	通			•		•	•			•	•	•	•		•	•		•	•		•			•	•		•	•		3
	5	土均	也利	用	•	•		•	•			•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•		•	•		•	•		4
	6	産業	美			•		•	•			•	•	•	•		•	•		•	•		•			•	•		•	•		7
Π	環境	竟保全	全行	政の)概	要																										
	1	環境	竟保	:全行	亍政	の糸	圣述	弖	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8
	2	環境	竟行	政核	幾構			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		8
	3	環境	竟保	:全行	亍政	予算	草	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
	4	環境	竟保	:全行	亍政	事業	美	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
	5	環境	竟関	[係涯	訓定	機器	岩 等	条保	有	状	況		•	•	•		•	•		•	•		•			•	•		•	•	1	0
	6	公言	丰防	止協	協定	締約	吉壮		ı			•	•	•	•		•	•		•	•		•			•	•		•	•	1	1
	7	特定	官施	設等	争の	届占	出出	弋況	ı		•	•	•	•	•		•				•		•				•		•		1	4
III	公害	宇苦性	青																													
	1	公言	丰苦	情の)現	.況	•	•	•			•	•	•	•		•	•		•	•		•			•	•		•	•	1	6
	2	年月	度別	· 和	重類	別ク	全	書書	情	処	理	件	数		•		•	•		•	•		•			•	•		•	•	1	6
	3	公言	丰苦	情系	Ě生	分本	打	•	•			•	•	•	•		•	•		•	•		•			•	•		•	•	1	7
	4	月月	;i] •	種類	頁別	苦情	青受	を付	件	数	0)	状	況		•		•	•		•	•		•			•	•		•	•	1	8
	5	年月	度別	• 新	ě生	源月	別夕	害	苦	情	件	数		•	•		•	•			•		•			•	•	•	•		1	8
	6	用資	金地	域另	川公	害詩		青発	生	状	況		•	•	•		•				•		•				•		•		1	9
IV	大気	贰汚夠	九																													
	1	大约	贰汚	染0)概	要		•	•		•	•	•	•	•		•				•		•				•		•		2	0
	2	大気	贰汚	染訓	問査	結身	果	•	•			•	•	•	•		•				•		•				•		•		2	О
	(1)	自重	助車	排気	えガ	ス	測気	官訓	司了	Ĭ	•	•	•	•	•	•		•		•		•	•		•	•			•	2	О
	(2)	デス	ポジ	ット	トゲ		ジ	去に	_]	にる	5陸	本丁	7/3	Ĕ٧	ן י	こん	い訓	司才	ī	•		•	•		•	•				2	3
V	水質	重汚液	蜀																													
	1	水質	質汚	濁0)概	要	•	•	•			•	•	•	•		•				•		•				•		•		2	8
	2	水質	質汚	濁に	こ係	る野	景埕	急	準			•	•	•	•		•				•		•				•		•		2	8
	3	河丿	の	水質	红状	況	•	•	•			•	•	•	•		•				•		•				•		•		3	О
	(1)	河丿	川水	質訓	周査	結	果	(仮	赴层	巨马	頁目])				•	•						•		•	•				3	0
	(2)	河丿	川水	質訓	周査	結	果	(当	巨洞	釪	景境	钽	頁目	1)		•	•						•		•	•			•	3	0
	(3)	各詞	周査	地点	気の	水	質の	り糸	圣左	巨多	乏化			•		•														3	2
	(.	4)	河丿	0	底質	重調	査			•				•	•		•				•		•				•				3	5
	(5)	水生	主生	物訓	周査		•						•			•	•	•		•		•	•		•	•			•	3	6
	4	たと	か池	のオ	k質	状剂	兄				•	•		•	•		•	•			•		•			•					3	9
	(1)	たと	め池	水質	重調	査:	結身	長					•	•		•	•			•		•				•				3	9

	(2) 各調査地点の水質の経年変化 ・・・・・・・・・・ 4	1
	5	生活排水対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	5
VI	騒音	・振動	
	1	騒音・振動の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	6
	2	環境騒音測定調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	7
	3	道路交通騒音測定調査 ・・・・・・・・・・・・・・ 4	8
	4	騒音の大きさの例 ・・・・・・・・・・・・・・ 5	0
	5	振動の大きさのめやす ・・・・・・・・ 5	О
VII	悪身		
	1	悪臭の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	1
	2	悪臭に係る規制基準・・・・・・・・・・・・・・・ 5	2
VIII	廃勇	E物対策事業	
	1	ごみ処理事業 ・・・・・・・・・・・・・・ 5	3
	2	リサイクル推進事業 ・・・・・・・・・・・・・・ 5	5
	3	環境美化推進事業 ・・・・・・・・・・・・・・ 5	6
	4	し尿処理事業 ・・・・・・・・・・・・・・・ 5	6
IX	動物	勿愛護対策事業	
	1	犬の登録及び狂犬病予防注射 ・・・・・・・・・ 5	7
	2	犬・猫避妊等手術費補助 ・・・・・・・・・・ 5	7
	3	野犬の捕獲、飼育指導等・・・・・・・・・・・・・ 5	8
参考	含資料	4	
	環境	意方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	9
	用語	唇説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	2

I みよし市の概要

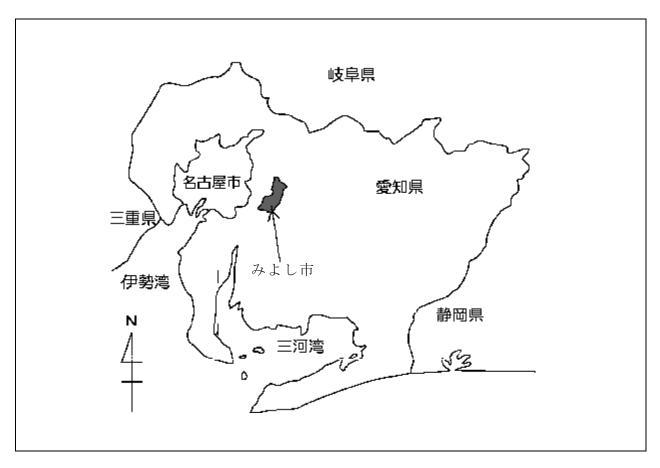
I みよし市の概要

1 位置と地勢

本市は、愛知県のほぼ中央、名古屋市から東に20km圏に位置しています。

三河地区の西端にあり、西は境川を隔てて東郷町、日進市に接し、東及び北は豊田市に、また、南は刈谷市に接しています。

東西 5. 2 km、南北 1 0. 2 7 kmと南北に細長い地勢を形成し、面積は 3 2. 1 9 km²で、起伏の多い丘陵地と境川、逢妻女川流域の平坦地とその間の平野部によって形成されています。



東	経	北	緯
最東	最西	最南	最北
137°8′1″ 福谷町上三戸口	137°2′38″ 福田町川端	35°3′10″ 明知町南山	35°8′28″ 黒笹町三ケ峯

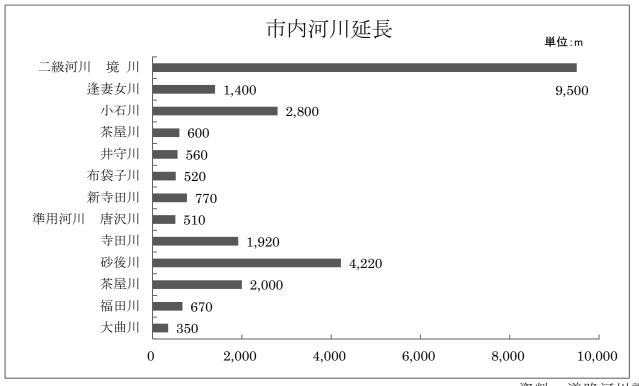
広		海	抜
東西	南 北	最高	最 低
5, 200m	10,270m	147.62m 黒笹町三ケ峯	16.90m 福田町川端

2 自然条件

(1) 河川

本市における河川の状況は、次のとおりです。

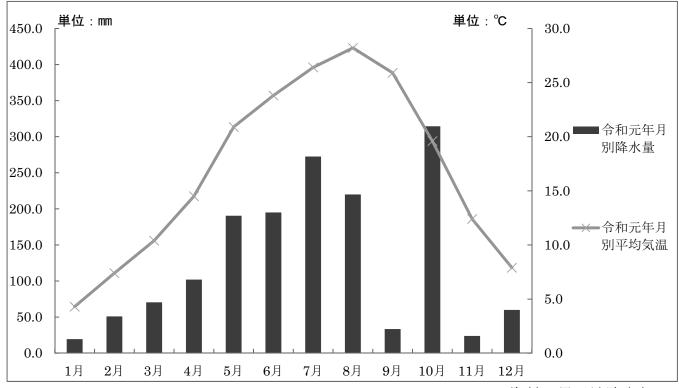
令和2年4月1日現在



資料 道路河川課

(2) 気候

本市は、平野部特有の内陸性気候を示し、県下でも気候の温暖な地域です。令和元年の月別平均気温と平均降水量を次のグラフで示します。

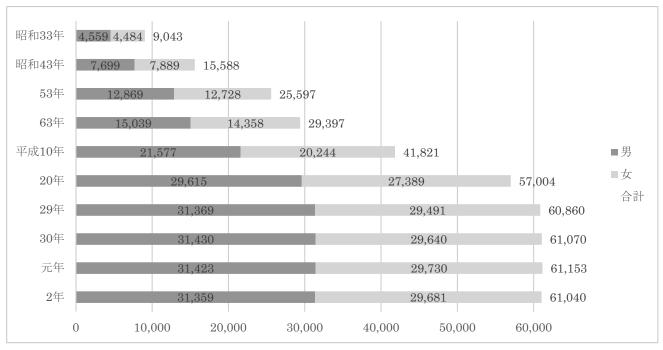


資料 尾三消防本部

3 人口

昭和33年4月1日町制を施行した当時は、純然たる農村地帯で人口は9,043人でありましたが、自動車産業の発展に伴い工場の進出が著しく、地理的条件も相まって人口が増加してきました。

各年4月1日現在

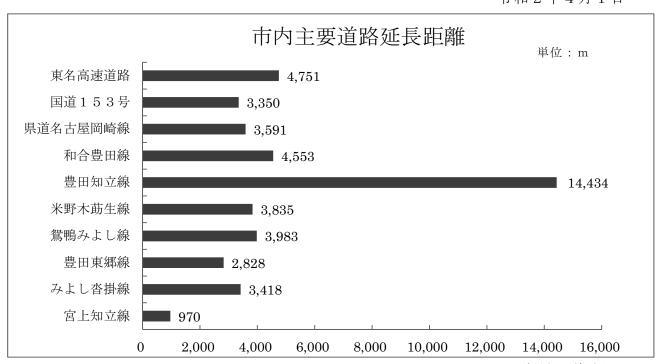


資料 市民課

4 交通

本市には、東西に走る東名高速道路、国道153号、県道和合豊田線及び名古屋岡崎 線並びに南北に走る県道豊田知立線を軸に道路網が広がっています。また、鉄道は名鉄 豊田線が市の北部を東西に横断しています。

令和2年4月1日



資料 道路河川課

5 土地利用

人口の増加に伴う市街化の動きは、土地利用の面にも反映されています。昭和55年と平成31年の土地利用を比べると、田・畑の農地面積が1,299haから858haに減少しているのに対し、宅地面積が540haから952haに増加しています。

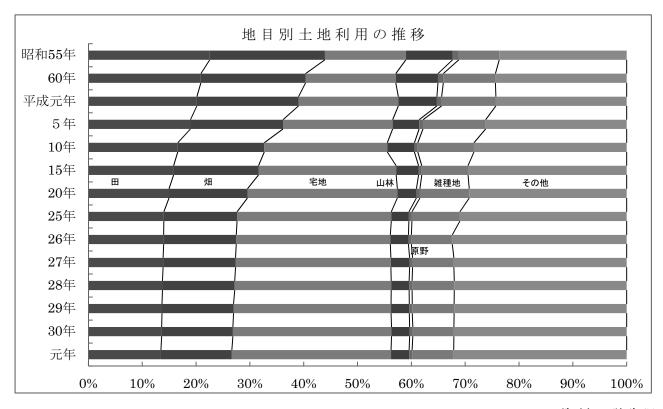
また、本市の市街化区域は、用途別で住居系地域671ha〈62.4%(市街化区域の内)〉、工業系地域405ha〈37.6%(市街化区域の内)〉を占めています。

土地利用及び都市計画用途については、住工隣接、混在が公害苦情発生の要因ともなっており、公害の未然防止及び環境保全の面からも極めて重要な課題となっています。

(1) 地目別土地利用状況

各年1月1日現在 単位:ha

	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合 計
昭和55年	726	689	484	280	37	242	762	3, 220
60年	673	626	540	252	32	312	785	3, 220
平成元年	649	608	597	231	28	325	782	3, 220
5年	609	552	654	158	23	374	841	3, 211
10年	533	516	734	162	20	335	911	3, 211
15年	508	507	821	134	19	276	946	3, 211
20年	481	468	894	114	21	294	939	3, 211
25年	450	437	920	105	18	286	995	3, 211
26年	449	433	919	108	18	244	1,040	3, 211
27年	447	433	929	112	18	247	1,033	3, 219
28年	443	432	936	107	18	252	1,031	3, 219
29年	440	428	942	109	18	250	1,032	3, 219
30年	438	426	949	108	19	246	1,033	3, 219
元年	434	424	952	108	18	249	1,034	3, 219



資料 税務課

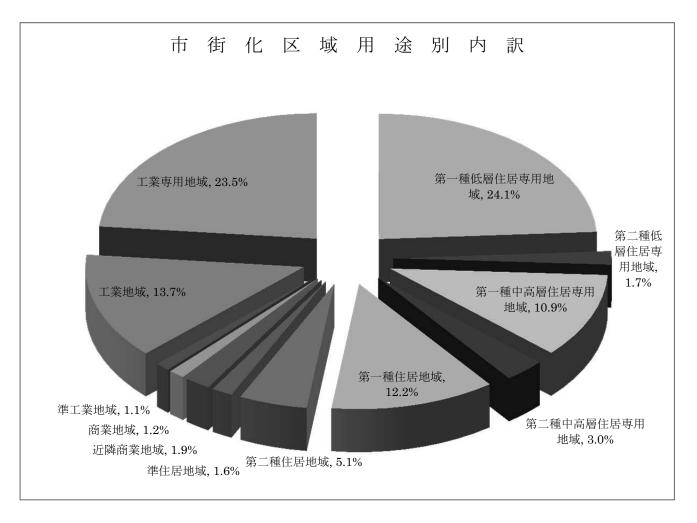
(2) 都市計画用途地域別面積

みよし市の都市計画用途地域別面積は、次の表のとおりです。

平成31年3月31日現在

	都市計画地域面積	面積 3,219(ha)	割合100(%)
	市街化区域面積	1, 087	33.8
	第一種低層住居専用地域	262	8. 1
	第二種低層住居専用地域	19	0.6
用	第一種中高層住居専用地域	119	3.7
	第二種中高層住居専用地域	33	1.0
途	第一種住居地域	132	4. 1
	第二種住居地域	55	1.7
	準住居地域	17	0.5
地	近隣商業地域	21	0.7
	商業地域	13	0.4
域	準工業地域	12	0.4
	工業地域	149	4.6
	工業専用地域	255	7. 9
	市街化調整区域	2, 132	66. 2

資料 都市計画課

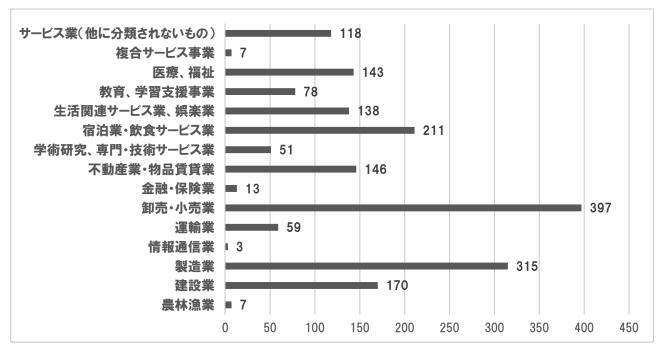


6 産 業

本市における産業分類別事業所数及び工業等の状況は、次のとおりです。

(1) 産業分類別事業所数

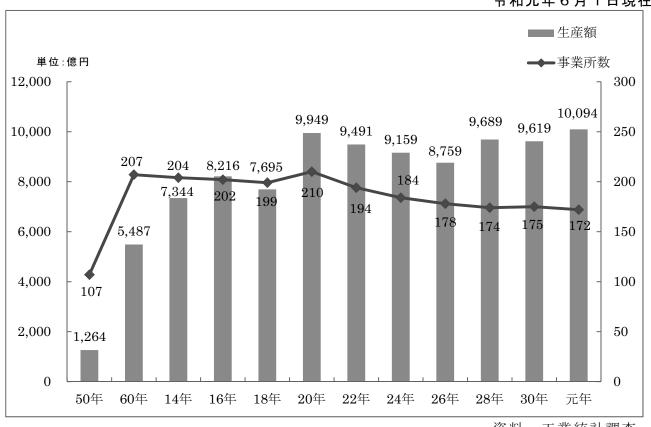
平成28年7月1日現在



資料 経済センサス基礎調査

(2) 工業生産額及び事業所数の推移

令和元年6月1日現在



資料 工業統計調査

Ⅱ 環境保全行政の概要

Ⅱ 環境保全行政の概要

1 環境保全行政の経過

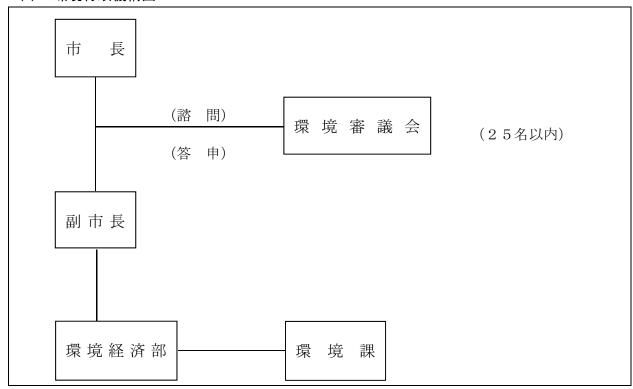
昭和45年衛生課に公害担当を設け、昭和46年に公害対策審議会が設置される。

昭和52年環境課公害係となり、昭和57年4月の機構改革により商工課公害係となる。

その後再度の機構改革により昭和61年4月に環境課公害係となり、平成9年4月より環境課環境保全係となる。平成24年度より係制が廃止された。また、平成10年度より公害対策審議会がびに清掃事業審議会を統括した環境審議会が設置される。

2 環境行政機構

(1) 環境行政機構図



(2) 環境課事務分掌

- ① ごみ及びし尿に関すること。
- ② 一般廃棄物処理業者の許可及び指導に関すること。
- ③ 環境美化の普及に関すること。
- ④ 不燃物埋立処分場に関すること。
- ⑤ 環境保全に係る政策立案、企画及び調整に関すること。
- ⑥ 環境審議会に関すること。
- ⑦ 騒音、振動、悪臭等に係る規制指導、調査測定及び届出に関すること。
- ⑧ 環境管理に関すること。
- ⑨ 動物愛護に関すること。
- ⑩ 鳥獣捕獲許可に関すること。
- ⑪ 墓地等に関すること。
- ⑩ 専用水道等に関すること。

3 環境保全行政予算

平成29年度から令和2年度までの環境保全行政予算及び決算額の推移は次のとおりです。

(単位:千円)

年 度	平成 2 9 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	決	決 算 額	決 算 額	予 算 額
1.報酬	70	28	77 129 31 738 175 12,800 121 0 42,956	420
8.報償費	91	91		256
9.旅費	49	75		347
11.需用費	808	1,011		2,028
12.役務費	72	1,176		1,483
13.委託料	8,826	9,867		19,906
14.使用料及び賃借料	0	157		153
18.備品購入費	179	0		0
19.負担金、補助及び交付金	43,772	34,274		51,009
合 計	54, 102	53, 867	57,025	75,602

4 環境保全行政事業

令和元年度事業の実績は、次のとおりです。

	31	R1								R2			
項目年月													備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
7.大気関係													
降下ばいじん測定	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	0	\circ	\circ	0	\circ	\circ	\circ	5 地点
排気ガス測定							\circ	\circ	_	_			1 地点
4.水質関係													
河川水質(生活項目)	\circ		\circ		\circ		\circ	_	0	_	\circ		8 地点
河川水質(健康項目)					\circ			_		_			3 地点
河川底質調査							\circ	_		_			7地点
ため池水質調査		\triangle			\circ			_		_			12地点
事業所排水調査							_	_		\circ			5 事業所
生息魚類、生物調査		\circ			\triangle		\circ	_		_			9 地点
大腸菌郡数詳細調査			\circ			_	\circ	—	_	_	\circ		15地点
ウ.騒音・振動関係													
環境騒音調査							_	—	_	_	\circ		9 地点
道路交通騒音調査	—			_		_		_				\circ	4 地点
ェ.悪臭関係													
悪臭物質測定	—			_		0		_					5 地点
オ.その他													
環境保全講演会								_	0				
公害苦情処理	\circ	0	\circ			0	0	\circ		\circ	\circ	\circ	

※△は三好池のみ。後期は工事に伴い水がないため

5 環境関係測定機器等保有状況

本市の環境関係測定機器等の保有状況は、次のとおりです。

令和2年3月31日現在

区分	測定機器の名称	製 造 者	型式名	台数
大気	デポジットゲージ ピエゾバランス粉じん計 ピエゾバランス粉じん計 シンチレーションサーベイメータ	柴田科学機械工業(株) 日本カノマックス(株) 日本カノマックス(株) 日立アロカメディカル(株)	8008-011 3511 3521 TCS-172B	5 1 1
騒 音 · 振 動	普通騒音計 普通騒音計 普通騒音計 普通騒音計 レベル計 騒音振動レベル処理器 騒音振動レベル処理器 騒音振動レベル処理器 低周波マイクロホン 全天候型スクリーンセット 携帯型ントローラー MDコントローラー	リオオン (株) リオオン (株) リオオン (株) リカオン (株) リカオカン (株) リカカン (株) リカカン (株) リカカン (株) リカカン (株)	NL-05 NA-20 NL-06 NL-42 LR-04 VM-14B SV-74 SV-76 NV-03 WS-03 XT-10S XT-09	1 1 1 1 1 1 1 2 1

6 公害防止協定締結状況

公害防止協定は、みよし市環境基本計画に掲げる望ましい環境像である「みどり豊かな ふれあいのまち」の実現をめざし、本市の良好な環境を将来世代に継承するため、人と自然との共生、循環社会の構築、地域住民の快適かつ健康で文化的な生活を確保することを目的として環境の保全及び創造を図るため、特に必要と認める事業所との協力で締結しています。

公害防止協定締結事業所一覧

令和2年3月31日現在(過去の履歴含む)

<u>工</u> 公	害防止協定締結事業所一覧			T	11112年	丰3月	3 I F	現代	(週去	ひり腹腔	色古む
						ı	締	結片	容		
No.	事業所名	締締	洁年月	日	大	水	臭	騒	振	廃	緑
					気	質	気	音	動	棄物	化
	 トヨタ自動車㈱明知工場	46.	6	2 9	¾ No	50 締約	上 古内宏	の目禕	L Iしに。	トス正	なな は
	トヨタ自動車㈱下山工場	49.		1 8					正した。		
	トヨタ自動車㈱三好工場	51.	$\frac{2.}{2.}$	5					正した。		
1	尾三衛生組合	51.	$\frac{2.}{2.}$	$\frac{3}{7}$.J (小田 /I		マク元店		との日	小巾 小口
2	三好生コン㈱	5 2.	2.	1 4		0			\cap	\cap	\bigcirc
	中央発條㈱	53.		1 5	× No	_		<u>L</u> の見道	ilk.		
3	株ナニワ		11.		0				0	0	
4	中部電力㈱三好変電所		11.					0	0		0
	トヨタカローラ愛豊㈱		11.		*	No.37 ₹	<u></u> 愛知ト] 動車(黒に継	
5	東海三谷生コン㈱	56.	3.	5	/•\	0	~/** (0
6	旭化成ファーマ㈱名古屋医薬工場	57.		2 6		0	0	0	0	0	0
7	㈱コモダ	57.		2 6		0	0	0	0	0	0
8	関西ペイント㈱	58.	3.	2 4	0	0	0	0	0	0	0
9	ナトコペイント(株)	58.	3.		0	0	0	0	0	0	0
10	三好化成㈱	58.	3.	2 4	0	0	0	0	0	0	0
11	河崎発条㈱	58.	3.	2 4			0	0	0	0	0
12	福岡化学㈱	60.	3.	1 9		0	0	0	0		0
13	豊栄金属工業㈱	60.	6.	2 6		0	0	0	0		0
14	㈱セプラス	60.	10.	1 8		0	\circ	0	0		0
15	富士レジン化工㈱	61.	2.	4			\circ	0	0		0
16	㈱アスカ	61.	2.	4	0	0		0	0	\circ	\circ
17	(株)山和	62.	5.	2 0		0	\circ	0	0	0	0
18	 (有)松井工業	62.	6.	2 4		0	\circ	0	0	0	0
19	東海製缶工業㈱	62.	7.	3 1		0	\circ	0	0	\circ	\bigcirc
20	アサノ機工	62.	9.	1 1		\circ	\bigcirc	0	\circ	\bigcirc	\bigcirc
21	ミクニ機工	62.	9.	2 1		\circ	\bigcirc	0	0	\bigcirc	\bigcirc
22	㈱三晃	62.	10.	1 5		\circ	\bigcirc	0	\circ	\bigcirc	\bigcirc
23	奥村工業	62.	11.	1 7		\circ	\bigcirc	0	\circ	\bigcirc	\bigcirc
	㈱丸安	63.	2.	1 7	*	€No.38	丸安シ	- ト(株)を	·含めて	[再締	洁
24	郁福島製作所	63.	2.	2 2		0	0	0	0	0	0
25	㈱丸越パック	63.	8.	2 5		0	\circ	0	0	0	\circ
26	ナルセ公研㈱	63.	12.	1	0	\circ	\circ	0	\circ	\circ	\circ
	ミヤマ工業㈱	元.	3.	7	≫ No.	.53 締糸	洁内容	の見直	正し に。	よる再	締結
27	ワゴー(株)	元.	9.	1		\circ	\bigcirc	\circ	\circ	\circ	\circ
	㈱三五八和田山工場	元.	11.	28	X No.	.55 締糸	吉内容	の見直	Iし に。	よる再	締結
28	イサム工業㈱	2.		18		0	0	0	0	0	0
29	三好カントリー倶楽部	2.	9.	2 0		\circ					

							締	結片	容		
No.	事業所名	締	結年月	Н	大	水	臭	騒	振	廃	緑
	7 // //	71.147	1H 1 / 3	•	気	質	気	音	動	棄物	化
30	大浜機工㈱	3.	11.	1 1		0	0	0	0	0	0
	(株)ノリタケカンハ゜ニーリミテット゛	5.	4.	8			•	•	•		
	ノリタケ機材㈱	5.	4.	8	1		作によ	り(株)川	タケカンハ	。ニーリミラ	fット゛
	ノリタケセラミックス㈱	5.	4.	8	と再済	締結					
0.1	ノリタケセラミックハ゜イフ゜(株) (株)ノリタケコーテット゛アフ゛レーシフ゛	5.	4.	8							
31 32	(株)フリダクコーアット ノノ レージノ (株)三五三好工場	5. 9.	6. 9.	2 9	0	0	0	0	0	0	0
33	(株中外	9.	9.	2 6	0	0	0	0	0	0	0
34	自動車部品栄和協同組合	9.	9.	2 6				0	0	0	0
35	㈱ナリタテック	10.				0		0	0	0	0
36	㈱内藤商会	10.		2 8		0		0	0	0	0
37	愛知トヨタ自動車㈱	11.	4.	1 9		0		0	0	0	0
	こじま事業協同組合連合会	11.	5.	1 2	XNo.	.56 締治	結内容	の見直	重しに。	よる再	締結
	トヨタ自動車㈱ トヨタバイオ・緑化研究所	11.	6.	9	XNo.	.60 締	結内容	の見直	正し に。	よる再	締結
38	丸安㈱・丸安シート㈱	12.	1 2.	6						0	
39	東邦ガス㈱	1 3.		3 0		0	0	0	0	0	0
40	福田工業㈱	13.		1 4		0	0	0	0	0	0
	日本圧着端子製造㈱		11.								
	㈱アドマテックス		1 2.		†			の見直			
41	和光工機㈱	16.			70.2						
42	中央発條㈱	16.	10.	5		0	0	0	0	0	0
43	豊通ニューパック㈱		1 2.				0	0	0	0	0
	デュポン神東・オートモティブ・シス テムズ(株)	19.	1.	1 8	※ No.€	62 社名	占変更	による	再締約	±	
	小島㈱	20.	9.	2 5	※No.5 再締		件によ	り小島	プレス	×工業(㈱と
	トヨタ自動車㈱トヨタバイオ・緑化研究所	21.	10.	2 3	※ No.€			び締約	吉内容	の見直	Ĺしに
	トヨタ自動車㈱ トヨタバイオ・緑化研究所	22.	3.	2 3				の見直	こしによ	こる再紀	締結
44	日本圧着端子製造㈱	22.	5.	2 6			0	0	0	\circ	\circ
45	ダイナパック㈱	22.	6.	2 8			0	0	0	0	0
46	豊田合成㈱	22.	7.	1 0		0	0	0	0	0	0
	小島プレス工業㈱	22.	7.	2 9							席結
47	進興金属工業㈱	22.	12.	2 7			0	0	0	0	0
48	㈱光洋工機	23.	2.	2 2			0	0	0	0	0
49	加藤鉄工㈱	23.	3.	3			0	0	0	0	0
50	㈱メイドー	23.	3.	3 1			0	0	0	0	0
51	小島プレス工業㈱	23.	4.	5			0	0	0	0	0
52	㈱アドマテックス	23.	6.	2 7			0	0	0	0	0
53	ミヤマ工業㈱	25.	4.	1 5			0	0	0	0	0

						締	結片	容		
No.	事業所名	締結	年月日	大	水	臭	騒	振	廃棄	緑
				気	質	気	音	動	棄物	化
	神東アクサルタ コーティンク゛システムス゛(株)	25.	7. 3	※ No.€	62 社/	名変更	にする	再締約	洁	
	(株)ノリタケカンハ゜ニーリミテット゛	26.	10. 1	XNo.	54 締糸	古内容(の見直	しによ	こる再紀	締結
54	(株)ノリタケカンハ゜ニーリミテット゛	27.	3.20	0	0	\circ	0	0	\bigcirc	\circ
55	㈱三五八和田山工場	27.	3.25		\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	0
56	こじま事業協同組合連合会	27.	9.11		\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	0
57	トヨタ自動車㈱三好工場	28.	3.31		0	\circ	0	\circ	\bigcirc	\circ
58	トヨタ自動車㈱下山工場	28.	4.28	0	0	\circ	0	\circ	\bigcirc	\circ
59	トヨタ自動車㈱明知工場	28.	6. 1	0	0	\circ	0	\circ	\bigcirc	\circ
60	トヨタ自動車㈱ トヨタバイオ・緑化研究所	29.	3. 23			0	0	0	0	0
61	㈱鳥居発条製作所	30.	3. 19	0	0	0	0	0	0	0
62	アクサルタ コーティンク・システムス・合同会社 愛知研究所	30.	9.14			0	0	0	0	0

7 特定施設等の届出状況

(1) 騒音・振動

騒音規制法、振動規制法、県民の生活環境の保全等に関する条例の規定により生活環境の保全、人の健康の保護に資することを目的として、工場、事業場等の騒音、振動に係る施設の届出並びに規制基準の遵守が義務づけられています。

関係法令等に係る特定施設の届出状況は次表のとおりです。

令和2年3月31日現在

	中和2年3月31日現住						
施設名	騒	音	振	動			
7/E (IX /I	規制法	県 条 例	規制法	県 条 例			
1. 金属加工機械	3 9 2	1, 513	4 2 8	8 9 4			
2. 圧縮機(及び冷凍機)	5 1 8	1, 271	3 3 5	1, 211			
3. 土石用又は鉱物用の破砕機 摩砕機・ふるい及び分級機	2 9	3 9	2 9	3 7			
4. 織機	1 2	3	1 2	3			
5. 建設用資材製造機械	6	0	0	0			
6. 穀物用製粉機	0	0		1			
7. 木材加工機械	3 7	1 3	6	0			
8. 抄紙機	0	0					
9. 印刷機械	3 4	0	1 0	0			
10. 合成樹脂用射出成形機	3 2 3	1 4 2	1 4 8	1 3 8			
11. 鋳型造型機	0	1 4	154	1 8			
12. ディーゼルエンジン及び ガソリンエンジン		3 2		1, 049			
13. 送風機(及び排風機)	2. 圧縮機 に含む	1, 125		1, 059			
14. 走行クレーン		5 6					
15. 洗びん機		0					
16. 真空ポンプ		3 0					
17. ゴム練用又は 合成樹脂練用ロール機			0	0			
合 計	1, 351	4, 238	1, 122	4, 410			

(2) 騒音・振動特定建設作業の届出状況

建設工事は、一時的でしかも短時間で終了するのが通例ですが場所に代替性質がない上、衝撃力を直接利用するため、騒音や振動の原因となることがあります。

騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例では、建設工事として行われる作業の内著しい騒音又は、振動を発生する作業を「特定建設作業」として定め、市長への届出が義務づけられています。

令和元年度の届出状況は次表のとおりです。

	作 業 の 種 類(騒 音 関 係)	規制法	県条例
1	くい打機等を使用する作業	3	0
2	びょう打機等を使用する作業	0	0
3	さく岩機を使用する作業	63	2
4	空気圧縮機を使用する作業	15	2
5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	2	0
6	バックホウ(定格80kw以上)を使用する作業	52	0
7	トラクターショベル(定格70kw以上)を使用する作業	3	0
8	ブルドーザー(定格40kw以上)を使用する作業	10	0
9	建造物を動力等を使用して解体、破壊する作業	_	23
10	コンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業	-	70
11	コンクリートカッターを使用する作業	1	87
12	ブルドーザー・パワーショベル・バックホウ・スクレーバー等(原動		201
12	機 100 馬力以上のディーゼルエンジン)を用いる作業		201
13	ロードローラー・振動ローラー又はてん圧機を使用する作業	_	136
	≅ +	148	521

	作 業 の 種 類(振 動 関 係)	規制法	県条例
1	くい打機等を使用する作業	2	0
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0	0
3	舗装版破砕機を使用する作業	3	0
4	ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業	69	0
	# 1	74	0

(3) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭工場等の届出状況

県民の生活環境の保全等に関する条例では、悪臭関係工場等(15業種)を定め、毎年4月に市長への届出を義務づけています。

令和元年度の届出状況は次表のとおりです。

	施 設 の 種 類	工場等の届出数
畜	豚舎施設	1
産農	牛舎施設	
業	鶏舎施設	
乾燥施設を	有する飼料又は、有機肥料の製造業	
ゴム製品製	造業 (加硫施設を有するもの)	3
鋳物製造工	場(シェルモールド法によるもの)	1
し尿処理施	設 (廃掃法により規定されたもの)	1
	# 	6

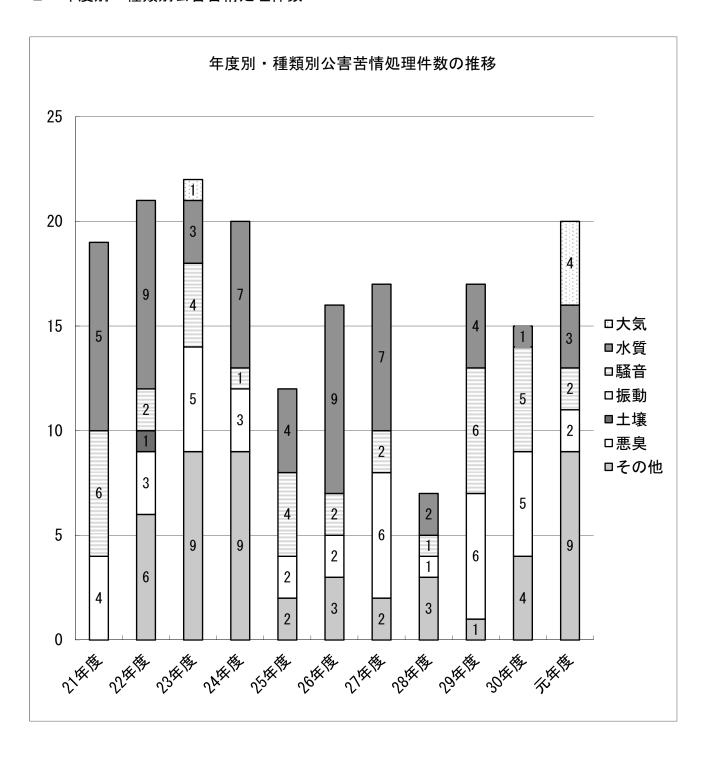
Ⅲ 公害苦情

Ⅲ 公害苦情

1 公害苦情の現況

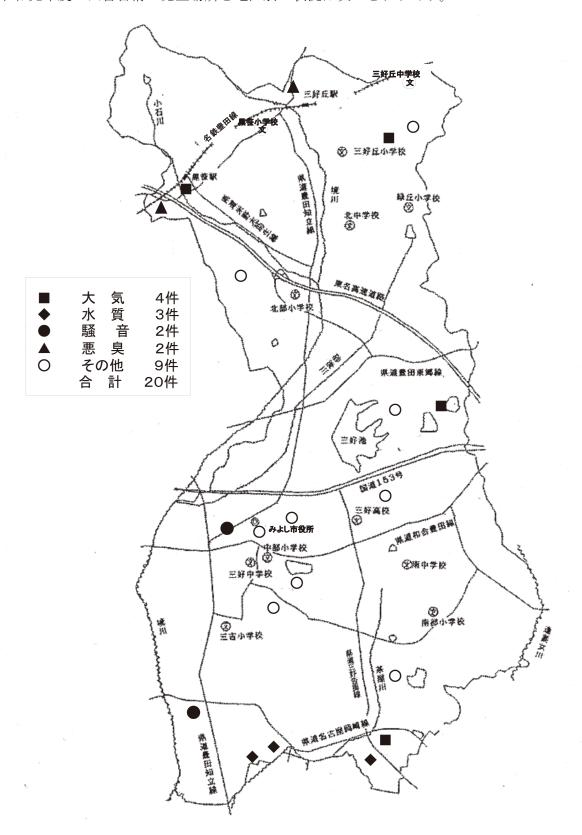
令和元年度における公害苦情処理件数は 20 件で、その内訳は、大気 4 件、水質 3 件、騒音 2 件、悪臭 2 件、その他 9 件となっています。

2 年度別·種類別公害苦情処理件数



3 公害苦情発生分布

令和元年度の公害苦情の発生場所と地区別の状況は次のとおりです。



4 月別・種類別苦情受付件数の状況

令和元年度の公害苦情の月別・種類別受付件数の状況は、次のとおりです。

(単位:件)

年月	H31	R元								2			
													合計
種類	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
大気汚染						2				1		1	4
水質汚濁			1					1			1		3
騒 音			1			1							2
振 動													0
土 壌													0
悪臭						1		1					2
その他	2	1				2	1	3					9
合 計	2	1	2	0	0	6	1	5	0	1	1	1	20

5 年度別・発生源別公害苦情件数

公害苦情の発生源別、年度別件数の推移は次のとおりです。

(単位:件)

																	(+	14. : 1	1/
3	発生源 >	Ī.		製	造	事	業	所		建	交	牧	家	商	廃	教	農	そ	不
			食	衣服	木製	化学	金属製品	機械	そ	築土	通	畜畜	庭	店飲	田田	育	作	の	
種	年	合	料	• 繊	品・1	I	•	· 器	0)	木工	機	産農	生	食	収	関	11	V)	
類	度	計	品	維	木材	業	鉄鋼	具	他	事	関	業	活	店	業	連	業	他	明
大	29	0																	
	30	0																	
気	元	4								2								2	
水	29	4					1		1								1		1
質	30	1												1					
貝	元	3																	3
騒	29	6						3										3	
音	30	5						2						1				2	
	元	2	1				1												
振	29	0																	
動	30 元	0																	
	元 29	0																	
土	30	0																	
壌	元	0																	
	29	6					1					2						3	
悪	30	5	1				1	1				1		1				1	
臭	元	2	1					1				1		1				2	
7.	29	1																1	
その	30	4																4	
他	元	9					1			1								7	

6 用途地域別公害苦情発生状況

令和元年度における公害苦情の用途地域別発生の状況は、次のとおりです。

(単位:件)

													(十四.11)
	第	第	第一	第一	第	第	準	近	準	工	工	市	
	種	二種	種	第二種中高層住居専用地域	<u> </u>	<u> </u>	住	隣	工		業	街	
用途	低 層	低層	中高	甲高	種	種		商		業	専	化	
	住居	住	層住	僧住	住	住	居	業	業		用用	調	合計
種類 \	声専用	居専	居専	居専	居	居	地		地	地		整	
	用 地	用地	用地	用地	地	地	70	地	70		地	地	
\	域	域	域	域	域	域	域	域	域	域	域	域	
大 気	1							1				2	4
水質												3	3
騒 音								1				1	2
振動													0
土壤													0
悪臭					1							1	2
その他	3			1	2							3	9
合 計	4	0	0	1	3	0	0	2	0	0	0	10	20

Ⅳ 大気汚染

VI 大気汚染

1 大気汚染の概要

大気汚染とは、大気中に様々な汚染物質があり、そのままでは人の健康や生活環境に悪影響が生じてくるとみられるような状態を言います。

その原因物質としては、工場、事業場等の固定発生源から発生するばい煙や、粉じんとして排出される窒素酸化物、硫黄酸化物、自動車や航空機等の移動発生源から排出される窒素酸化物、炭化水素などがあり、これらは太陽の紫外線によって二次的汚染物質としての光化学オキシダントを生成します。これらの物質は、大気汚染防止法等により排出基準や環境基準が定められています。さらに近年では硫黄酸化物による酸性雨、二酸化炭素等による地球温暖化、フロンガスによるオゾン層の破壊といった地球規模の環境問題が顕在化しており、その対策について日本はもとより世界各国で各種の取り組みがなされています。

本市におきましても降下ばいじん測定調査、自動車排気ガス測定調査を実施し汚染状況の監視や現状把握を行うことで、大気汚染防止に努めています。

また、低公害車、低燃費車の普及に向け、平成7年度から低公害車を公用車へ計画的に導入 し、活用しています。

2 大気汚染調査結果

(1) 自動車排気ガス測定調査

大気汚染の中心的原因物質は、窒素酸化物、炭化水素等が考えられますが、その発生源としては、自動車等の移動発生源からの排出が大半を占めていると考えられます。

令和元年度は2地点で自動車排出ガス調査を行いました。

- 調査地点① 愛知用水土地改良区事務所(みよし市三好町上砂後地内) 調査機関 令和元年10月25日~令和元年11月14日
 - ② 北部小学校(みよし市根浦町三丁目地内) 調査期間 令和元年8月7日~令和元年8月29日
 - ※ 調査地点②については県水大気環境課の実施した測定結果を掲載しています。

<浮遊粒子状物質>

浮遊物質のうち、10ミクロン以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーや自動車の排気ガスなどから発生し気道や肺に沈着して人体に悪影響を与えているといわれている。

調金		測定日数	測定時間	期間平均値	環境基準 1時間値が 0.2 mg/m³を超えた 回数	との対比 日平均値が 0.1 mg/m ³ を超えた 日数	1時間 値の 最高値	環境 基準 の適否
1187	地点		(時間)	(mg/m^3)	(回)	(日)	(mg/m^3)	適:○ 否:×
1	愛知用水土地改 良区事務所	21	504	0. 013	0	0	0. 037	0
2	北部小学校 駐車場	23	541	0. 025	0	0	0.072	0

※環境基準:1時間値の1日平均値が、 $0.1 mg/m^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.2 mg/m^3$ 以下であること。(昭和 48年環境庁告示 25)

<一酸化炭素>

主な発生源は自動車排出ガスで、喫煙によっても体内に吸収される。高濃度の汚染にさらされると、頭痛、めまいなどの中毒症状を起こし死亡に至ることもある。

項目 調査	測定日数	測定時間	期間 平均 値	環境基準 1時間値の1日平 均値が10ppmを 超えた日数	との対比 1時間値の8時 間平均値が20 ppmを超えた回数	1 時間 値の 最高値	環境 基準 の適否
地点	(目)	(時間)	(ppm)	(日)	(回)	(ppm)	適:○ 否:×
① 愛知用水土地改良区事務所	21	504	0.3	0	0	0. 7	0
② 北部小学校 駐車場	23	537	0.2	0	0	0. 7	0

※環境基準: 1時間値の1日平均値が、10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(昭和48年環境庁告示25)

<二酸化窒素>

ボイラーや自動車等の燃焼過程や硝酸などの化学物質の製造過程で発生する。急性呼吸器疾患率の増加など呼吸器系統への影響がある。

項目				環境基準	との対比		
調査地点	測定 測定 期間 日数 時間 確		1時間値の1日平 均値が 0.06 ppm を越えた日数	1時間値の1日平 均値が0.04ppm以 上0.06 ppm以下 の日数	1時間 値の 最高値	環境 基準 の適否	
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(日)	(ppm)	適:○ 否:×
① 愛知用水土地 改良区事務所	21	504	0. 016	0	0	0. 055	0
③ 北部小学校 駐車場	23	537	0.008	0	0	0. 032	0

※環境基準:1時間値の1日平均値が、0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(昭和53年環境庁告示38)

<二酸化硫黄>

石炭や石油の燃焼時に発生し、火山ガスにも含まれる。せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。酸性雨の原因物質としても知られている。

項目調査	測定日数	測定時間	期間 平均 値	環境基準 1時間値の1日平 均値が0.04ppmを 超えた日数	との対比 1時間値が 0.1 ppm を超えた回数	1 時間 値の 最高値	環境 基準 の適否
地点	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(回)	(ppm)	適:○ 否:×
① 愛知用水土地改良区事務所	21	504	0. 010	0	0	0. 084	0
② 北部小学校 駐車場	23	537	0.000	0	0	0.003	0

※環境基準:1時間値の1日平均値が、0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(昭和48年環境庁告示25)

<光化学オキシダント>

工場や自動車などから大気中に排出された窒素酸化物と炭化水素が紫外線を受けて変質した酸化性物質の中から二酸化窒素をのぞいたもの。光化学スモッグの原因となり、高濃度では喉や鼻の粘膜への影響が知られている。

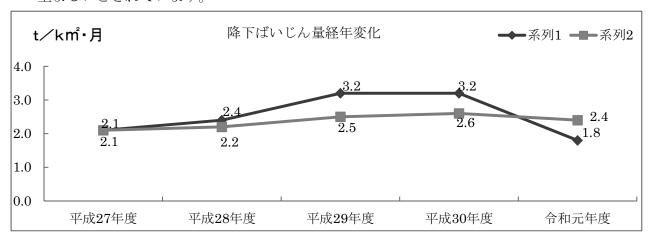
項目調査	測定 日数	測定時間	期間 平均値	環境基準との対比 1時間値が 0.06ppm を 超えた回数	1 時間 値の 最高値	環境 基準 の適否
地点	(日)	(時 間)	(ppm)	(回)	(ppm)	適:○ 否:×
① 愛知用水土地 改良区事務所	21	504	0.021	0	0. 057	0
② 北部小学校 駐車場	23	541	0. 034	57	0. 093	×

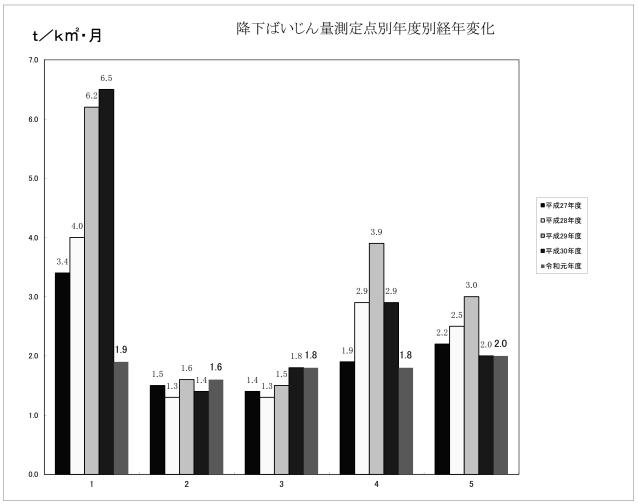
※環境基準:1時間値が0.06ppm 以下であること。(昭和48年環境庁告示25)

(2) デポジットゲージ法による降下ばいじん調査

物の燃焼等によって生じた「すす」等が大気中で粒子状物質となったものを「ばいじん」、「粉じん」と呼びます。これらの粒子状物質のうち、その物質自体の重みや降水によって地上に落下したものを「降下ばいじん」と言います。

本市では5か所の調査地点で降下ばいじん量調査を行っています。測定値は条件(測定場所、気象等)の影響を受けるため特に基準は設定されていませんが、5 t / k $\rm m^{2}$ ・月以下が望ましいとされています。





※莇生浄化センター及びリサイクルステーション三好は令和元年度より緑丘小学校、中部小学校 の屋上にて実施。

各測定地点の令和元年度の月別変化を次の調査結果とグラフで示します。

〈降下ばいじん〉

	北部小学校	緑丘小学校	中部小学校	三吉小学校	南部小学校
4月	1. 62	1.56	1.09	2. 12	1. 50
5月	3. 72	0. 54	3. 12	1.83	2. 10
6月	2. 63	2. 34	2.83	2. 49	3. 13
7月	1.82	4.85	4. 33	2. 95	3. 44
8月	2. 34	0.84	1. 28	2. 33	2.71
9月	2. 46	0. 25	0.38	0. 22	0. 59
10 月	1. 47	0. 26	0. 96	0. 59	0.99
11月	0. 51	1.09	2. 41	0.85	1.88
12 月	1. 75	1.58	1. 62	1. 67	2. 25
1月	1. 61	2. 50	1. 43	1.86	2. 16
2月	1. 25	1. 26	1.58	1.81	1. 38
3 月	1.82	1. 48	1.06	2. 30	1. 37
平 均	1. 92	1.55	1.84	1.75	1. 96

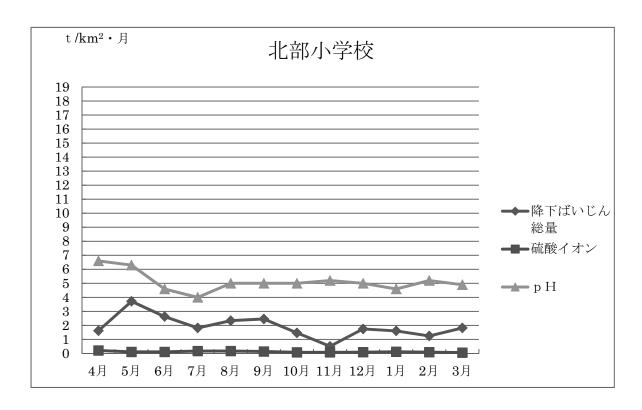
〈硫酸イオン〉

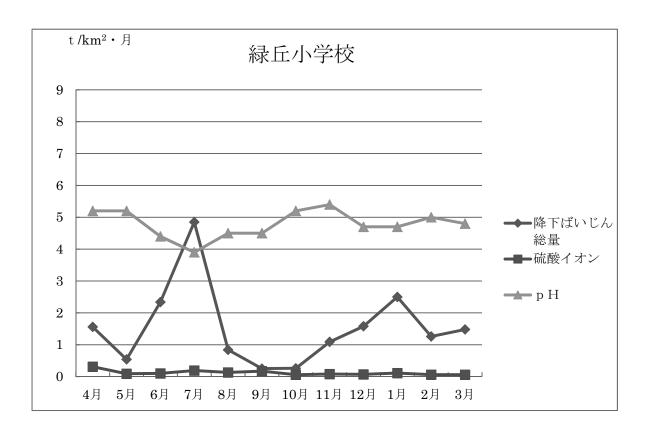
	北部小学校	緑丘小学校	中部小学校	三吉小学校	南部小学校
4月	0. 21	0.31	0. 18	0. 20	0. 23
5月	0. 11	0.09	0.14	0.18	0. 15
6 月	0. 11	0.10	0. 12	0. 14	0. 12
7月	0. 17	0.19	0.18	0. 20	0.18
8月	0. 17	0.13	0.18	0. 19	0.16
9月	0. 14	0.17	0.10	0. 12	0.09
10 月	0.08	0.06	0.08	0.09	0.09
11月	0.08	0.08	0.09	0.10	0.14
12 月	0.09	0.07	0.08	0.10	0.12
1月	0. 12	0.11	0. 12	0. 15	0. 12
2月	0.09	0.06	0.08	0. 10	0.09
3 月	0.06	0.06	0.06	0.09	0.06

$\langle\,P\,H\rangle$

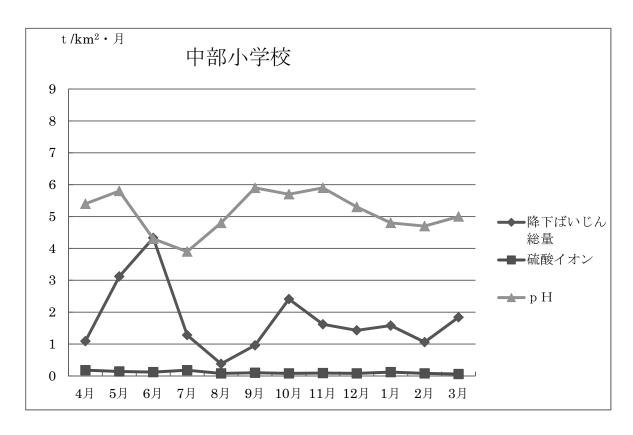
	北部小学校	緑丘小学校	中部小学校	三吉小学校	南部小学校
4月	6. 6	5. 2	5. 4	6.0	6. 4
5月	6. 3	5. 2	5.8	6. 2	6. 3
6月	4. 6	4. 4	4.3	4.6	5. 4
7月	4.0	3. 9	3. 9	4. 3	4. 3
8月	5. 0	4. 5	5. 9	5. 9	5. 1
9月	5. 0	4. 5	5. 9	5. 6	5. 9
10 月	5. 0	5. 2	5. 7	6. 2	6. 5
11月	5. 2	5. 4	5. 9	6.0	6. 7
12 月	5. 0	4. 7	5. 3	5. 9	7. 1
1月	4.6	4. 7	4.8	5. 7	6.8
2月	5. 2	5.0	4.7	5. 5	6. 5
3 月	4. 9	4.8	5. 0	5.8	6. 1

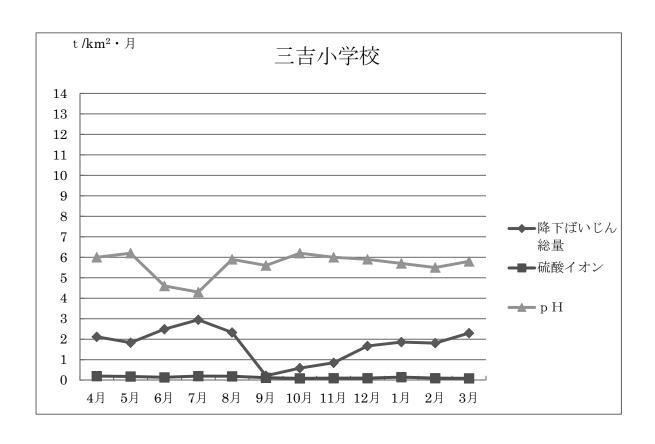
降下ばいじん調査結果

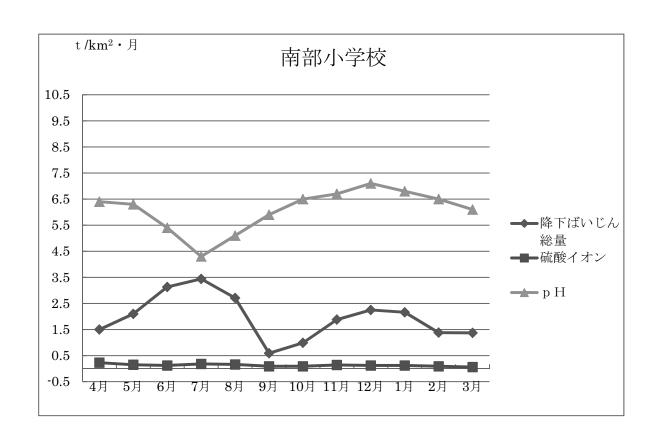


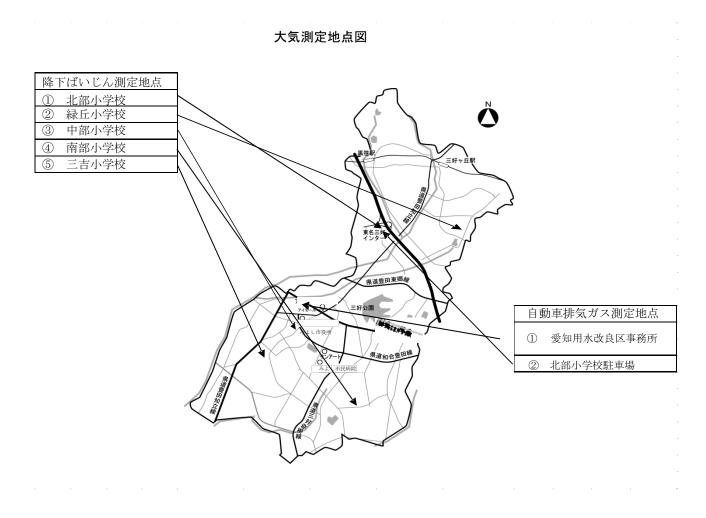


降下ばいじん調査結果









V 水質汚濁

V 水質汚濁

1 水質汚濁の概要

水質汚濁とは、主として工場、事業場、家庭から排出される水の中に含まれる有機物、重金属及びその他の物質が河川等に流入して人が生活するのに不都合な状態が生じることをいいます。

水の汚れは、かつて産業排水が主な原因となっていましたが、工場などに対する規制が強化され、排水 処理対策の進んだ今日では、家庭から排出される生活排水が汚れの大きな原因となっています。

きれいな川や海を将来の子どもたちに残すためにも、私たちは周辺の河川や池、さらに排水路などにも 目を向け、生活排水が汚濁の原因であることや水は無限の資源ではなく循環利用することが重要である ことを十分に認識して、各家庭で身近にできることから少しずつでも水質汚濁防止に向けて努力していく ことが必要です。

本市においては、河川等の水質を把握し、生活環境の保全を図るため、境川を始めとする主な河川及びため池等の水質調査、河川底質調査、生息魚類調査及び水生生物調査を実施しています。

2 水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示59)

(1) 人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)

項目	評 価 基 準	項目	評 価 基 準	項目	評 価 基 準
カドミウム	0.003mg/L以下	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
全 シ ア ン	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
砒 素	0.01mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
総 水 銀	0.0005mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
P C B	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	ほ う 素	1 m g / L 以 下

(2) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川・生活環境項目)

項目	類			基	準	値	
	類	利用目的の	水素イオン	生物化学的	浮遊物質量	溶存酸素量	大腸菌群数
	型	適 応 性	濃度	酸素要求量			
該当水域			(p H)	(BOD)	(S S)	(D O)	
	AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
	A	水道2級 水産1級・水浴 及びB以下の欄	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
境川、小石川、 茶屋川、砂後川		水道3級・ 水産2級及び C以下の欄	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
	С	水産3級・ 工業用水1級 及びD以下の欄	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	
逢妻女川	D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	
	Е	工業用水3級 及び環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/L 以上	

1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

3級:前処理等を伴う高度な浄水操作を行うもの

3 水産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の

水産生物用

2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

2級:薬品注入等による高度な浄水操作を行うもの

3級:特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全 : 国民の日常生活において不快感を生じない限度

水質関係用語解説

BOD(生物化学的酸素要求量)

河川等水中の汚濁物質(有機物)が微生物によって分解される際に消費される酸素量をいいます。

この値が大きいほど河川が汚れているということです。

S S (浮遊物質量)

水中懸濁している物質のことで、ろ過して捕集し、乾燥して重量をはかります。

D O(溶存酸素量)

水中に溶けている酸素の量です。

溶存酸素量は、水温、気圧、塩分などに影響され、汚染度の高い水中では消費される酸素量が多いので溶存酸素量は少なくなります。

水中の酸素は、通常15℃で10ppm溶けると言われています。

溶存酸素量が継続的に4~5 p p m以下になると魚は生息できないと言われています。

3 河川の水質状況

(1) 河川水質調査結果(健康項目)

令和元年度についても人の健康の保護に関する項目については、各調査地点とも環境基準に適合していました。調査結果は次のとおりです。

単位、mg/L

採水地点.		境 川		砂後川		逢 妻 女 川	
		福田町大沢池内		三好町上砂後地内		打越町向野地内	
	採水日	R1. 8. 26	R2. 3. 19	R1. 8. 26	R2. 3. 19	R1. 8. 26	R2. 3. 19
	天 候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
	全シアン	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
測	総水銀	0.0005 未満					
定項	カドミウム	0.0003 未満					
目	鉛	0.005 未満					
	砒素	0.005 未満					

(2) 河川水質調査結果(生活環境項目)

令和元年度の各測定点の調査結果と環境基準適合状況は、次のとおりです。

実施日 4月23日 6月21日 8月26日 10月30日 12月20日 2月11日

単位 mg/L (大腸菌群数、pH以外)

① 境川 (源流付近)

項目 平均值 | 最高值 | 最低值 | 適合状況 BOD0.9 1. 1 0.5 未満 \bigcirc SS2 5 1 未満 \bigcirc DO \bigcirc 11 14 8.7 6.9 7.3 \bigcirc рΗ 6.4 大腸菌群数 3,832 11,000 \bigcirc 490 (MPN/100mL) 塩化物イオン 8.2 13 2.2 全窒素 0.53 1.0 0.24 全リン 0.0450.079 0.016

②小石川(落合橋下流)

項目	平均值	最高値	最低值	適合状況
BOD	1.0	1.3	0.5 未満	0
SS	3	8	1	0
DO	12	14	10	\circ
рΗ	7. 1	7. 3	6.8	0
大腸菌群数 (MPN/100mL)	6, 003	24, 000	330	×
塩化物イオン	11	20	3.6	
全窒素	0.9	1.2	0. 76	
全リン	0.042	0.079	0.014	

※大腸菌郡数の平均値は中央値を採用

③境川(打上下流)

項目	平均值	最高値	最低值	適合状況
BOD	1.3	1.7	0.6	0
SS	5	7	2	0
DO	12	14	10	0
рΗ	7. 2	7. 3	6. 9	0
大腸菌群数 (MPN/100mL)	2, 408	4, 900	420	0
塩化物イオン	13	22	3.8	
全窒素	1. 4	2. 1	1. 1	
全リン	0. 10	0. 16	0.068	

④境川 (西一色地内)

項目	平均值	最高値	最低值	適合状況
BOD	1. 9	2.9	0.5 未満	0
SS	7	10	3	0
DO	12	13	10	0
рΗ	7. 3	7. 7	7. 0	0
大腸菌群数 (MPN/100mL)	3, 630	13,000	330	0
塩化物イオン	24	52	5. 8	
全窒素	1.8	2.6	1.8	
全リン	0. 13	0. 16	0. 10	

⑤境川 (境川橋下流)

項目	平均值	最高値	最低值	適合状況
BOD	1.9	2.6	1. 1	0
SS	8	13	3	0
DO	12	14	10	0
рΗ	7. 4	7. 7	7. 2	0
大腸菌群数 (MPN/100mL)	3, 582	7, 100	490	0
塩化物イオン	27	53	4.8	
全窒素	1.6	2. 3	1. 1	
全リン	0. 13	0. 15	0. 11	

⑥砂後川 (平池地内)

項目	平均值	最高値	最低值	適合状況
BOD	2. 1	3. 0	1.3	0
SS	9	15	4	0
DO	11	15	5. 7	0
рΗ	7. 2	7. 4	6. 9	0
大腸菌群数 (MPN/100mL)	14, 198	54, 000	490	×
塩化物イオン	15	29	6.0	
全窒素	2.0	3. 0	0.6	
全リン	0. 18	0. 29	0.039	

⑦逢妻女川 (郡界橋下流)

項目	平均值	最高値	最低值	適合状況		
BOD	1.7	3. 2	0.9	0		
SS	6	11	2	0		
DO	13	15	12	0		
рΗ	7. 3	7. 6	7. 0	0		
大腸菌群数 (MPN/100mL)	5, 182	17, 000	400			
塩化物イオン	34	68	10			
全窒素	3. 2	6. 4	1. 7			
全リン	0. 16	0. 26	0.079			

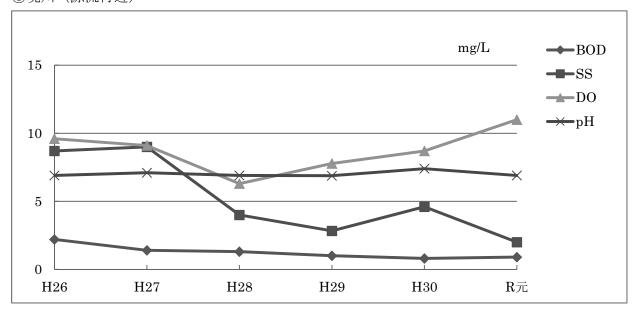
⑧茶屋川 (明知地内)

0,1,0,2,1,0,0,0							
項目	平均值	最高値	最低值	適合状況			
BOD	1.7	3. 9	1.0	0			
SS	6	6 11		0			
DO	11	14	9.0	0			
рΗ	7. 2	7. 5	6. 9	0			
大腸菌群数 (MPN/100mL)	3, 402	4, 900	110	0			
塩化物イオン	22	29	11				
全窒素	3. 4	4. 7	1. 7				
全リン	0. 17	0. 25	0. 11				

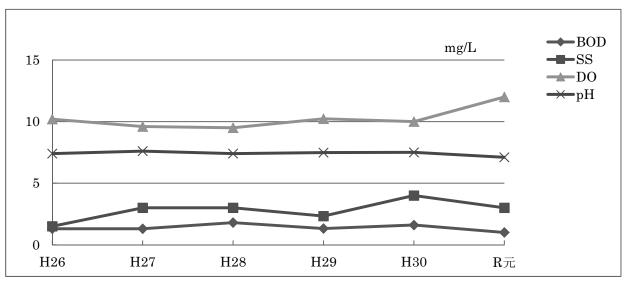
※大腸菌郡数の平均値は中央値を採用

(3) 各調査地点の水質の経年変化

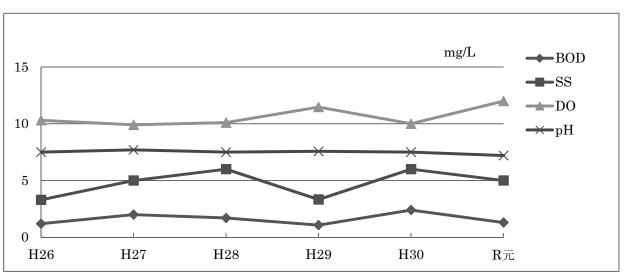
①境川 (源流付近)



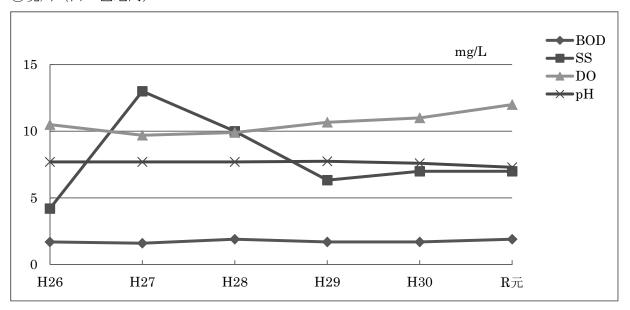
②小石川 (落合橋下流)



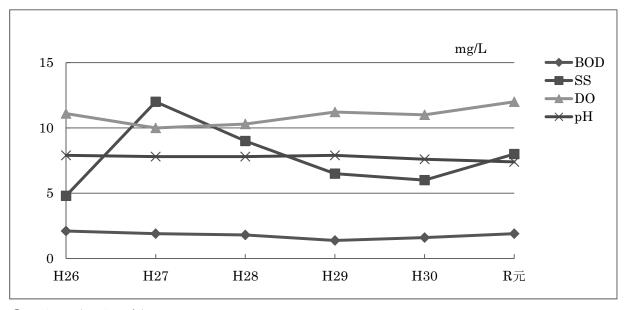
③境川(打上下流)



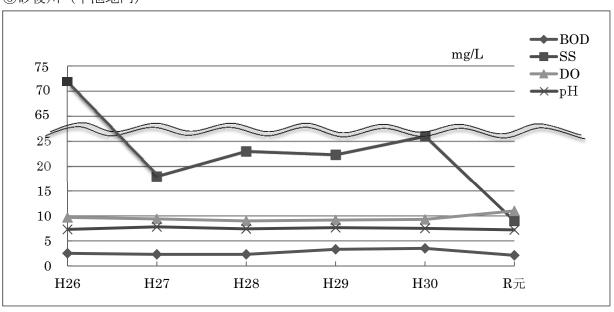
④境川(西一色地内)



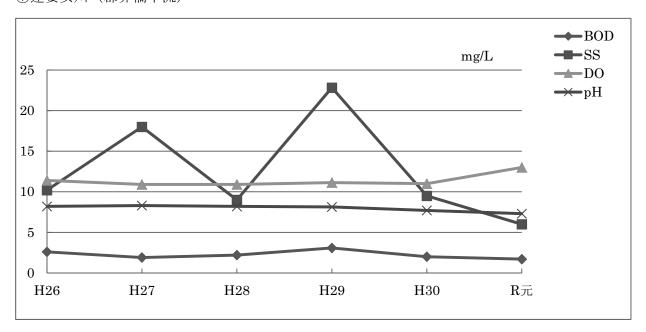
⑤境川 (境川橋下流)



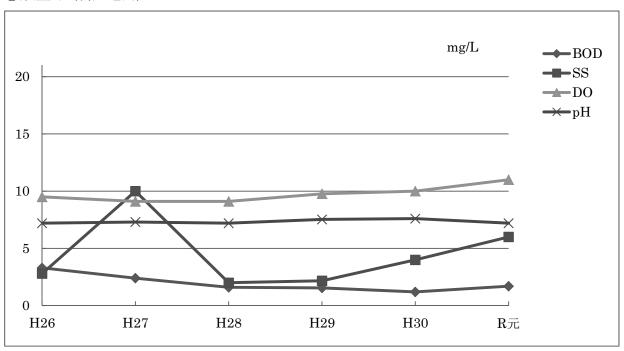
⑥砂後川(平池地内)



⑦逢妻女川 (郡界橋下流)



⑧茶屋川 (明知地内)



(4) 河川の底質調査

令和元年度における河川底質調査は、小石川、境川上流、境川中流、境川下流、砂後川、茶屋川、逢妻女川の各1地点合計7地点で実施しました。調査結果は次のとおりです。

ア 河川底質調査結果 (調査日 令和元年10月30日)

単位:ppm

調査地点調査項目	小石川	境川上流	境川中流	境川下流	砂後川	茶屋川	逢妻女川
総水銀	0. 01	0.01未満	0.01未満	0. 01	0.01	0.01未満	0.01未満
カドミウム	0.05 未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0. 05
鉛	6. 4	1. 3	1. 9	1.7	12	1.5	4. 4
六価クロム	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
砒素	0.6	0.5 未満					
全シアン	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満

イ 河川底質調査結果のまとめ

本年度の調査結果では、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、全シアンについて、 低いレベルで安定していました。

また、河川の底土に含有する有害物質検出量は土壌汚染が懸念されるような結果ではありませんでした。

(5) 水生生物調査

水生生物調査は、河川に住む「肉眼で見ることのできる大きさ」の様々な生物(指標生物)を調べ、その結果から河川の水質(汚れの程度)を知ろうとするものです。

この調査を行う河川は、水深が30cm前後で流れが速く(流速30~40cm/秒くらい)、川底にこぶし大から頭大の石が多い場所に調査地点がとれるような河川が適当で、岸から少し離れた所で調査を行うのが原則です。

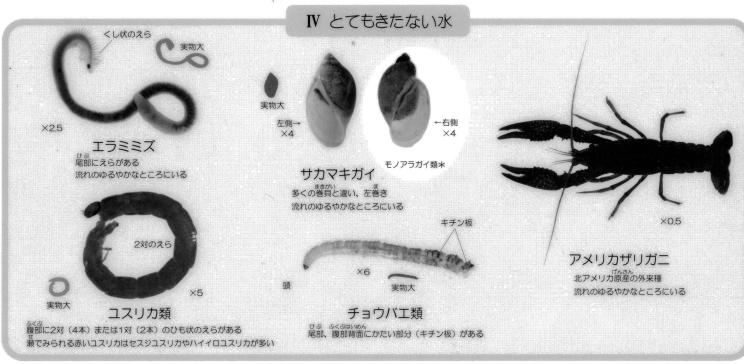
本市では境川上流、境川中流、茶屋川の3地点で調査を実施しています。

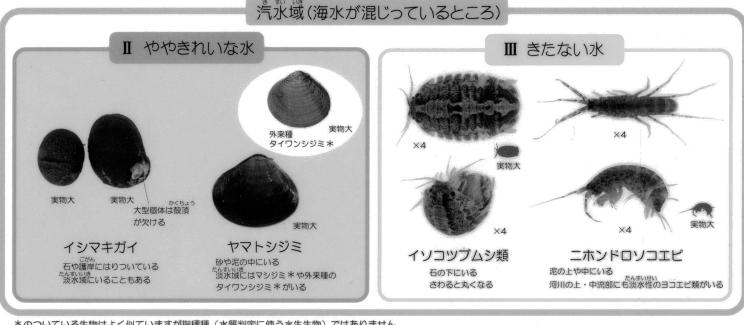
水質階級(水の汚れの程度)と指標生物の生息範囲は次のとおりです。

※平成25年度に水質階級と指標生物が変更されました。

		水 質	階 級	
	I きれいな水	II ややきれいな水	Ⅲ きたない水	IV とてもきたない水
指標生物	1. ア ミカン ランド カムラ シャ ファミ ファ ファ ファ ファ カット ビア カット ビア カット ビア カッカ カッカ カッカ カッカ カッカ カッカ カッカ カッカ カッカ カッ	1. イシマキガイ 2. オオシマトビケラ 3. カワニナ類 4. ゲンジボタヤン 5. コオニヤンマ 6. コガタシマトビケラ類 7. ヒラタドロムシジミ 8. ヤマトシジミ	1. イソコツブムシ類 2. タ ニ シ 類 3. ニホンドロソコエビ 4. シマイシビル 5. ミ ズ ム シ 6. ミ ズ ム シ	1. アメリカザリガニ 2. エ ラ ミ ミ ガ ス 3. サ カ ス リ カ 4. ユ ョ ウ 5. チ ョ ウ

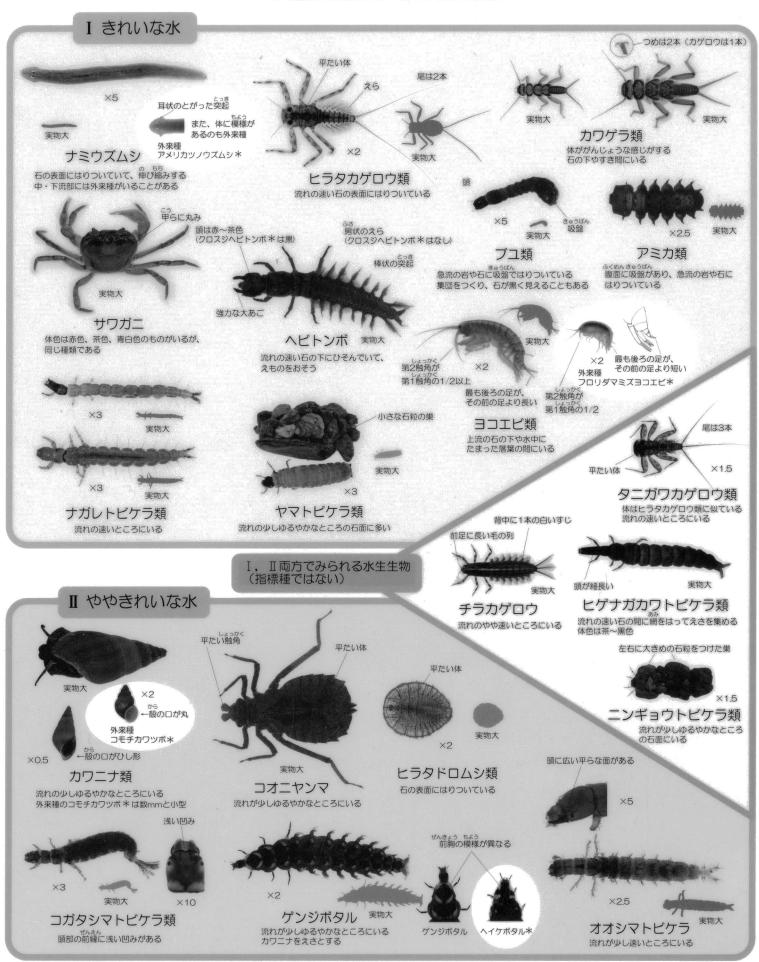






川の生きものを調べよう

水生生物による水質判定



4 ため池の水質状況

(1) ため池水質調査結果

令和元年度は夏季(令和元年8月19日)、冬季(令和2年3月7日)に各ため池の調査を行いました。調査結果は次のとおりです。

※ みよし市のため池は環境基準で示す湖沼に該当しないため、調査結果のみ表記しています。 また、三好池の工事に伴い、三好池の調査日は春季(令和元年5月20日)と夏季(令和元年8月3日)としました。

単位 mg/L (大腸菌群数、pH 以外)

① 大坂池

<u>U 700016</u>			
項目	平均值	夏季	冬季
BOD	1. 1	0.6	1.6
COD	6	5. 6	6.3
SS	17.5	1	34
DO	8.4	6. 7	10
рΗ	6.8	7. 2	6.4
大腸菌群数 (MPN/100mL)	755	1, 400	110
塩化物イオン	6.8	3. 5	10
全窒素	0.3	0. 25	0.35
全リン	0.03	0.019	0.04
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カト゛ミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

③四ツ池

項目	平均値	夏季	冬季
BOD	0.85	0.9	0.8
COD	3. 4	3.3	3. 5
SS	3	3	3
DO	10.2	9. 3	11
рΗ	6. 9	7. 2	6. 5
大腸菌群数 (MPN/100mL)	1, 565	2, 200	930
塩化物イオン	6. 5	3.0	9. 9
全窒素	0. 17	0.18	0. 16
全リン	0.01	0.013	0.006
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カト゛ミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

②新 池

項目	平均値	夏季	冬季
BOD	2.8	1. 7	3.8
COD	8.6	6. 1	11
SS	5	5	5
DO	9.8	9.6	10
рΗ	7. 0	7. 1	6.8
大腸菌群数 (MPN/100mL)	990	1, 700	280
塩化物イオン	6. 9	2.8	11
全窒素	0.64	0.51	0.77
全リン	0.051	0.048	0.054
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カト゛ミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

④三好池

平均值	春季	夏季
1.55	1.5	1.6
4. 5	4. 1	4.8
2	3	1未満
11	12	10
6. 9	7. 5	6. 2
960	220	1, 700
2.6	3.4	1.7
0. 21	0. 24	0.17
0.008	0.007	0.009
0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
0.01	0.02	0.01 未満
0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
	1. 55 4. 5 2 11 6. 9 960 2. 6 0. 21 0. 008 0. 01 未満 0. 01	1.55 1.5 4.5 4.1 2 3 11 12 6.9 7.5 960 220 2.6 3.4 0.21 0.24 0.008 0.007 0.01 未満 0.01 未満 0.02 0.005未満 0.0005未満 0.0005未満

⑤二 池

項目	平均值	夏季	冬季
BOD	1.7	0.9	2. 4
COD	7.4	5. 3	9. 5
SS	11.5	6	17
DO	10.2	9.4	11
рΗ	6.9	7. 1	6. 7
大腸菌群数 (MPN/100mL)	697	1, 300	94
塩化物イオン	5.8	3. 2	8.4
全窒素	0. 54	0.32	0.76
全リン	0.068	0.052	0.084
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カト゛ミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

⑦保田ケ池

項目	平均值	夏季	冬季
BOD	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
COD	3. 7	3.4	3. 9
SS	7	5	9
DO	9. 9	8. 7	11
рΗ	7. 0	7. 3	6. 7
大腸菌群数 (MPN/100mL)	2, 330	3, 900	760
塩化物イオン	4. 5	2. 1	6.8
全窒素	0. 15	0. 15	0. 15
全リン	0.019	0.022	0.015
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カト゛ミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

⑨清水池

項目	平均值	夏季	冬季
BOD	5. 1	7.4	2.8
COD	14.8	2.2	7. 5
SS	10	11	9
DO	11.5	12	11
рΗ	6. 9	7. 0	6. 7
大腸菌群数 (MPN/100mL)	17, 660	35, 000	320
塩化物イオン	6. 5	3. 3	9.7
全窒素	1. 9	2.5	1.2
全リン	0.045	0.065	0.025
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カト゛ミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

⑥百々池

項目	平均值	夏季	冬季
BOD	1.0	1.4	0.6
COD	4.6	5.8	3.3
SS	8	6	10
DO	11.5	11	12
рΗ	7.2	7. 7	6.7
大腸菌群数 (MPN/100mL)	572	1, 100	43
塩化物イオン	5.8	2.6	8.9
全窒素	0.39	0.40	0.37
全リン	0.048	0.074	0.022
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カト゛ミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

⑧多羅釜池

項目	平均値	夏季	冬季
BOD	0.9	0.7	1. 1
COD	4.0	3. 9	4. 1
SS	3	2	4
DO	9.9	8. 7	11
рΗ	7.0	7.2	6. 7
大腸菌群数 (MPN/100mL)	8, 537	17, 000	74
塩化物イオン	6. 2	2.3	10
全窒素	0.34	0. 26	0.41
全リン	0.017	0.022	0.011
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カト゛ミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

⑩細口池

項目	平均值	夏季	冬季
BOD	2. 1	2.4	1.7
COD	8.4	8. 0	8.8
SS	35. 5	17	54
DO	12	12	12
рΗ	7.4	8. 1	6. 7
大腸菌群数 (MPN/100mL)	1, 134	2, 200	67
塩化物イオン	6. 7	3.6	9.8
全窒素	4. 2	1.2	7. 2
全リン	0.051	0.043	0.055
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01	0.01 未満	0.02
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カト゛ミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

⑪松葉池

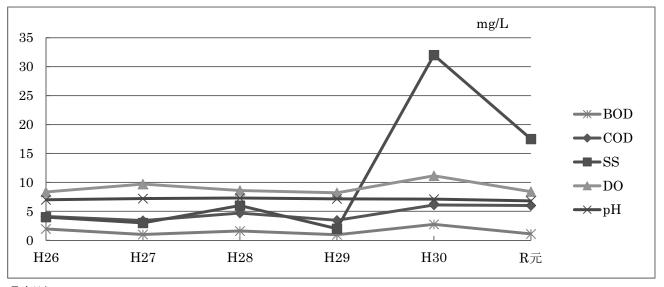
項目	平均值	夏季	冬季
BOD	0.8	1.2	0.5 未満
COD	4.4	5. 4	3.4
SS	12.5	12	13
DO	10.3	9.6	11
рΗ	7. 1	7. 5	6. 7
大腸菌群数 (MPN/100mL)	17, 516	35, 000	32
塩化物イオン	5. 6	2. 9	8.3
全窒素	0.36	0.32	0. 39
全リン	0.029	0.049	0.009
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カト゛ミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

⑫大 池

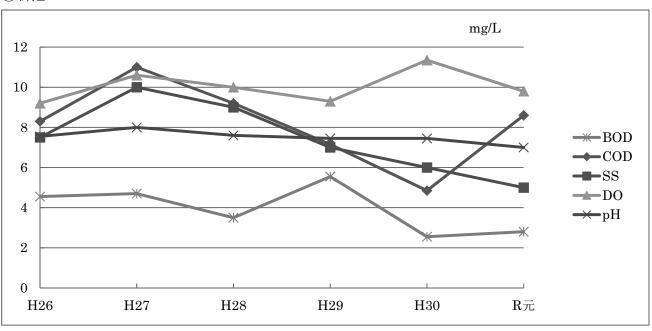
項目	平均值	夏季	冬季
BOD	5. 9	8.8	3.0
COD	13. 5	16	11
SS	36. 5	36	37
DO	10.5	17	16
рΗ	7.6	7. 6	7. 5
大腸菌群数 (MPN/100mL)	561	1, 100	21
塩化物イオン	11.4	4.8	18
全窒素	2.3	2. 3	2. 2
全リン	0.16	0. 17	0.14
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カト゛ミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

(2) 各調査地点の水質の経年変化

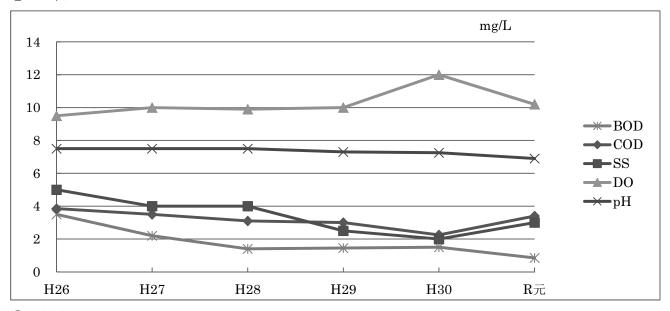
①大坂池



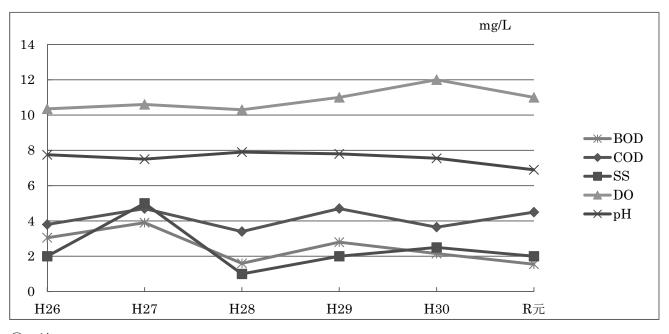
②新池



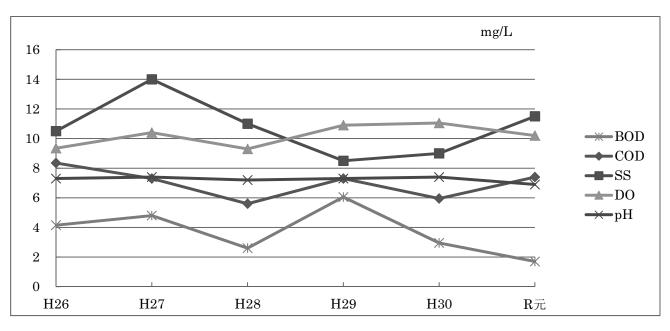
③四ツ池



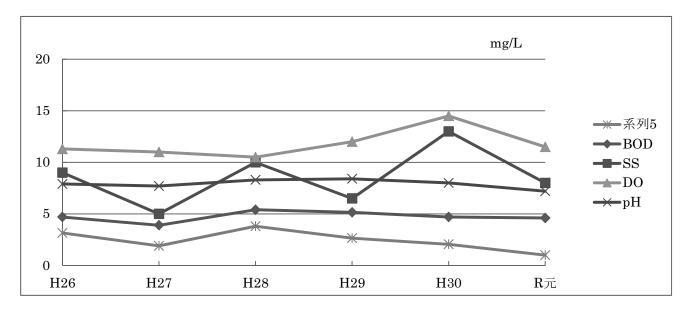
④三好池



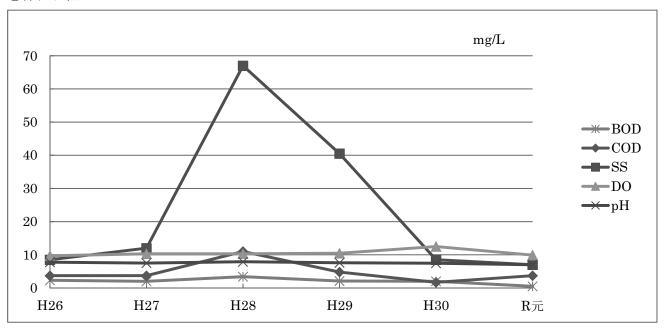
⑤二池



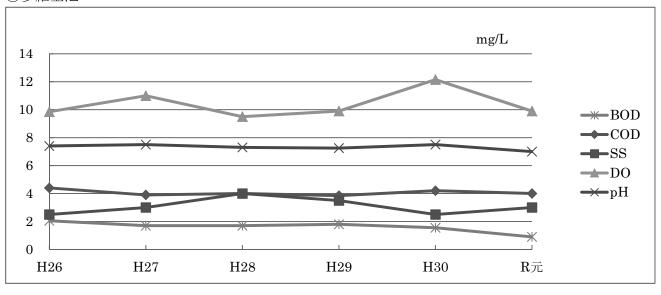
⑥百々池



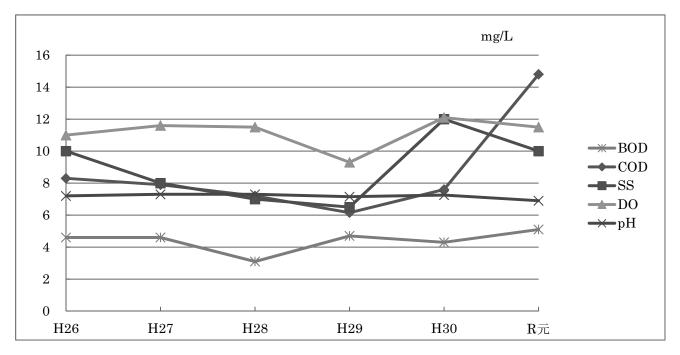
⑦保田ケ池



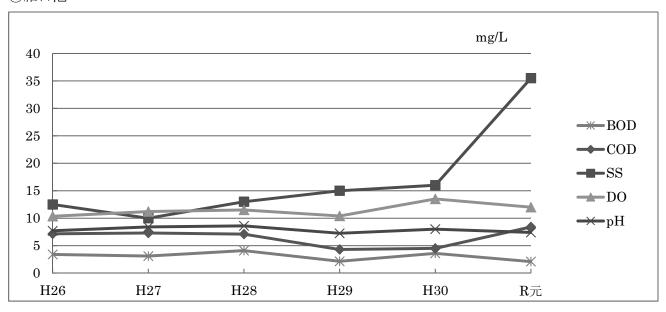
⑧多羅釜池



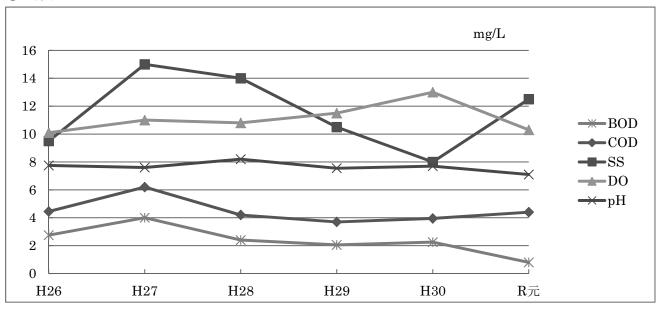
⑨清水池



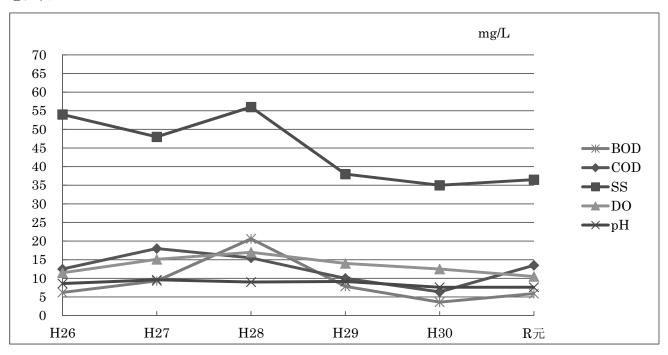
⑩細口池



⑪松葉池



⑩大池



5 生活排水対策

みよし市は平成5年1月に水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域として大府市、豊明市、東郷町とともに指定され、生活排水対策に計画的、総合的に取り組んでいます。

生活排水対策は、市民一人ひとりの認識の効用に負うところが大きいため、みよし市環境基本計画に基づき市民、地域、事業者、市が各々の役割に従い実践できるよう、今後とも皆さまのご協力を得ながら環境保全施策を進めていきたいと考えています。

Ⅵ 騒音・振動

Ⅵ 騒音・振動

1 騒音・振動の概要

騒音や振動は、各種の公害の中で比較的日常生活に密接な関係を持っており、その発生源も多種多様です。

騒音・振動の発生源は工場、事業所等の機械、建設作業、交通等があげられます。

人に与える影響は、性質(大きさ等)、作業内容、生活環境、個人的状態(性格等)、身心の状態などに大きく左右されますが、私たち一人一人のモラルやマナーが非常に大切で隣近所の人と協力してお互いに迷惑をかけないように努力することが重要です。

本市においては、快適環境の保全をめざして環境騒音測定調査、道路交通騒音測定調査等を実施し騒音の監視及び現状の把握を行っています。

環境騒音については市内10カ所において測定を行っています。(令和元年度は、三吉小学校改修工事に伴い9ヶ所)。道路交通騒音については騒音規制法に基づき、幹線交通を担う道路に面する地域において、自動車騒音の常時監視を行っています。

2 環境騒音測定調査

環境騒音とは、住民の生活の周囲で発生する種々の騒音の集合体として捉えたものであり、この調査は騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい環境基準に基づく騒音測定調査です。

(1) 環境騒音測定の結果

令和元年度の環境騒音測定結果は次のとおりです。

【単位: d B 】

			環境	基準	測定	結果	THE. U.D.
測定地点	類型	測定日	時間帯	LAeq	時間帯	LAeq	適否
みどり保育園	Δ	2. 17	昼間	5 5	昼間	5 3	0
三好丘桜 4 丁目 11-1 第 1 種低層住居専用地域	A	2. 18	夜間	4 5	夜間	4 4	0
三好丘小学校 三好丘7丁目1	A	2. 13	昼間	5 5	昼間	5 4	0
第1種中高層住居専用地域	A	2. 14	夜間	4 5	夜間	4 4	0
黒笹公園※ 黒笹いずみ3丁目	A	2. 12	昼間	6 0	昼間	5 7	0
第1種中高層住居専用地域	A	2. 13	夜間	5 5	夜間	5 3	0
森曽公園 三好町井ノロ73	С	2. 19	昼間	6 0	昼間	5 3	0
工業地域		2. 20	夜間	5 0	夜間	4 9	0
勤労文化会館サンアート※ 三好町大慈山 1-1	В	2.6	昼間	6 5	昼間	5 9	0
第2種住居地域	Б	2. 7	夜間	6 0	夜間	5 1	0
みよし市役所 三好町小坂 50	С	2. 5 ~	昼間	6 0	昼間	5 5	0
近隣商業地域)	2.6	夜間	5 0	夜間	4 9	0
尾三消防本部みよし消防署 福谷町才戸 50	В	2. 18	昼間	5 5	昼間	5 3	0
市街化調整区域	Б	2. 19	夜間	4 5	夜間	4 2	0
みよし市教育センター 「学びの森」	В	2. 25	昼間	5 5	昼間	5 1	0
三好町仲ケ山 43-11 市街化調整区域	D	2. 26	夜間	4 5	夜間	4 2	0
南部小学校 明知町上細口 27	В	2. 20	昼間	5 5	昼間	5 0	0
市街化調整区域	ט	2. 21	夜間	4 5	夜間	4 3	0

※は2車線以上の車線を有する道路に面する地域 時間帯【昼間=6時~22時、夜間=22時~6時】

3 道路交通騒音測定調査

騒音規制法第 18 条の規定に基づき、幹線交通を担う道路(高速自動車道、一般国道及び県道) に面する地域において、自動車騒音の常時監視を行い、環境基準への達成状況等を評価します。

(1) 監視地域

対象となる地域は、幹線交通を担う道路に面する地域で、道路端から 50m内に住居等が存在する地域です。

(2) 自動車騒音常時監視結果

令和元年度の監視結果は次のとおりです。

評価	評価	評価	評価	測定	測定	測	定	評価区間全体				
対象道路	区間の始点	区間の終点	区間の延長	地点	期間	結果 (LAeq)		評対 住等数	昼間・夜間とも基準値以下	昼の基値下		昼間・ を間と も基超 値過
						d.	dB		b	С	d	е
			Km			昼間	夜間	戸	戸 (%)	戸 (%)	戸 (%)	戸 (%)
県道 豊田知立線	莇生町	根浦町	0.9	根浦町三丁目		42	39	175	175 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
県道 豊田知立線	根浦町	根浦町	0.2		令和元年 12月4日	44	41	114	114 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
県道 和合豊田線	三好町	三好町	0.9	三好町 弥栄	~ 12月5日	43	34	292	292 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
県道 豊田東郷線	打越町	三好町	2.8	三好町		51	40	162	149 (92. 0)	12 (7.4)	0 (0.0)	1 (0.6)

時間帯【昼間=6時~22時、夜間=22時~6時】

環境基準

① 道路に面する地域以外の地域に係る環境基準

平成24年3月市告示第11号

_				1 //-	1 0 / 3 1 1 3 1 1 3
		時間の	基	進値	
				昼間	夜 間
地域の区分			/	6 時~ 2 2 時	22時~6時
A類型 B類型	1 1 1 2 2 2 1 2 2 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 5 4 6 4 7 4 8 4 8 4 8 4 9 4 10 4 10 4 10 4 10 4 10 4 11 4 12 4 12 4 13 4 14 4 15 4 16 4 17 4 18 4 18 4 18 4 19 4 10 4 10 4	中 低 中 住	住住住住居居居整	d B以下 5 5	d B以下 4 5
C類型	近 隣 商 業 工	商 • 準	業工業	6 0	5 0

② 道路に面する地域に係る環境基準

平成10年9月環境庁告示第64号

		_	_	_					F	庤間	の区	区分	基	進 値
						_							昼 間	夜間
地址	域の	区分	}							_	_		6 時~ 2 2 時	22時~6時
Α	地	域	0)	う	ち	2	車	線	以	上	の	車	d B以下	d B以下
線	を	有	す	る	道	路	に	面	す	る	地	域	6 0	5 5
В	地	域	の	う	ち	2	車	線	以	上	の	車		
線	を	有	す	る	道	路	に	面	す	る	地	域	6 5	6 0
С	地	域	Ø	う	ち	車	線	を	有	す	る	道	0 0	0 0
路		に		面		す		る		地		域		
幹	線	交 ì	通る	纟担	lэ	道	路	に同	面す	トる	地	域	7 0	6 5

4 騒音の大きさの例

120dB	飛行機のエンジンの近く					
110dB	自動車の警笛(前方2m) リベット打ち					
100dB	電車が通るときのガードの下					
90dB	騒々しい工場の中 犬の鳴き声(正面5m) カラオケ(店内客席の中央)					
80dB	地下鉄の車内 ピアノ (正面 1 m)					
70dB	ステレオ(正面1m、夜間) 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭					
60dB	静かな乗用車 普通の会話					
50dB	静かな事務所の中 クーラー(室外、始動時)					
40dB	市内の深夜 図書館の中静かな住宅地の昼					
30dB	郊外の深夜 ささ や き声					
20dB	木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音(前方1m)					

5 振動の大きさのめやす

90dB	人体に生理的影響が生じ始める
	産業職場で振動が気になる(8時間振動にさらされた場合)
80dB	
	深い睡眠にも影響がでる
70dB	
	浅い睡眠に影響が出始める
60dB	
	振動を感じ始める
50dB	ほとんど睡眠影響はない
40dB	常時微動

WI 悪臭

Ⅲ 悪 臭

1 悪臭の概要

悪臭は、人の臭覚を通じて不快感をもたらすガス状物質であり、感覚公害と言われ、毎年苦情件数に占める割合が多いのが現状です。悪臭公害は事業活動の拡大・多様化に伴う発生源の増大、住宅開発の進展により、畜産業等の悪臭発生源と住宅の接近、生活環境の質的向上に対する住民の欲求度の高まりによるものが多いと考えられます。

一般に悪臭となる物質は、低濃度であっても人の感覚で据えられ、しかも多成分であるため悪 臭原因を完全に除去し、臭いを感知させなくすることは困難です。

悪臭防止法による規制物質は、現在22物質が指定され、指定地域別に規制値が定められています。なお、本市では複合臭や未規制物質などを原因とする悪臭が増加傾向にあるため、人の嗅覚を用いて算定する臭気指数規制を平成18年度から実施しています。

(1) 悪臭物質の臭いと主な発生源

物質名	におい	主 な 発 生 源
アンモニア	し尿のような臭い	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカフ。タン	腐った玉ねぎのような臭い	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫 化 水 素	腐った卵のような臭い	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
ニ硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のような臭い	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルテ゛ヒト゛	青くさい刺激臭	化学工場、魚腸骨処理場、たばこ製造工場等
フ゜ロヒ゜オンアルテ゛ヒト゛	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	焼付塗装工程を有する事業場等
ノルマルフ゛チルアルテ゛ヒト゛	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	焼付塗装工程を有する事業場等
イソフ゛チルアルテ゛ヒト゛	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	焼付塗装工程を有する事業場等
ノルマルハ゛レルアルテ゛ヒト゛	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	焼付塗装工程を有する事業場等
イソハ゛レルアルテ゛ヒト゛	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	焼付塗装工程を有する事業場等
イソフ゛タノール	刺激的な発酵した臭い	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	刺激的なシンナーの臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソフ゛チルケトン	刺激的なシンナーの臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
トルエン	ガソリンのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
スチレン	都市ガスのようなにおい	塗装工程を有する事業場等
キシレン	ガソリンのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
プロピオン酸	すっぱいような刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	汗臭い臭い	畜産事業場、化製場、でん粉工場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下の臭い	畜産事業場、化製場、でん粉工場等
イソ吉草酸	むれた靴下の臭い	畜産事業場、化製場、でん粉工場等

2 悪臭に係る規制基準

敷地境界線における規制基準は、悪臭防止法第3条で指定地域、第4条で市長が必要に応じて 定めなければならないとしています。みよし市では、第1種地域及び第3種地域のみの区分がさ れています。

(平成24年3月30日 みよし市告示第14号)

単位:臭気指数

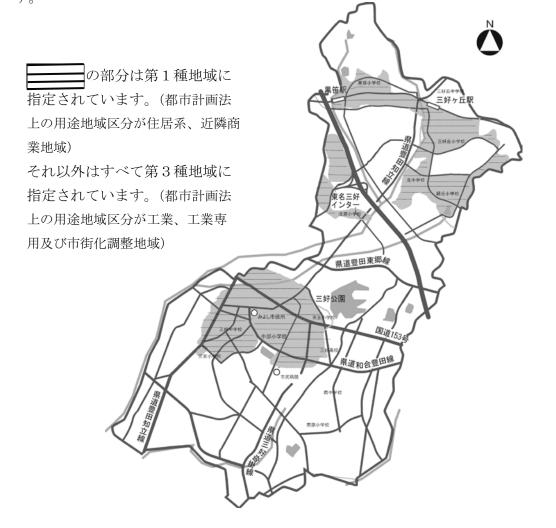
区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
規制基準	1 2	1 5	1 8

(注) 規制地域の目安

- (1) 第1種地域とは、住居が集中している等悪臭に対し順応性のない地域をいいます。
- (2) 第2種地域とは、第1種地域と第3種地域の中間程度の地域をいいます。
- (3) 第3種地域とは、主として工業の用に供される地域、その他悪臭に対し順応性の見られる地域をいいます。

悪臭防止法による悪臭物質の排出を規制する地域の指定

みよし市における悪臭防止法による悪臭物質の排出を規制する地域の指定は次のとおりです。 -



廃棄物対策事業

Ⅷ 廃棄物対策事業

1 ごみ処理事業

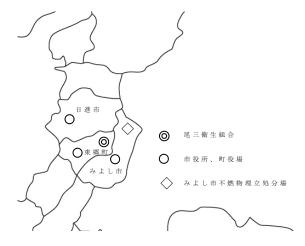
一般廃棄物の処理については適正かつ衛生的な処理をするよう努め、最終処分場(埋立)への負担を軽減し、延命化を図るため、資源ごみの回収や生ごみの堆肥化容器及び機械式生ごみ処理機の購入に対する補助金制度を設けるなど様々な形でごみの減量化に取り組んでいます。

(1) 処理施設

(ア) 尾三衛生組合「東郷美化センター」(主に焼却処理)

所在地:東郷町大字諸輪字百々51-23 Tm0561-38-2226

※ 尾三衛生組合(日進市、みよし市、東郷町の三市町で構成)





(イ) みよし市不燃物埋立処分場(最終処分)

所在地: みよし市福谷町大坂1 (上図参照)

対象品目:コンクリートがら

(ウ) グリーン・クリーンふじの丘(最終処分)(平成18年4月埋立開始)

所在地:豊田市藤岡飯野町大川ヶ原1161-89 №0565-75-2101

※ 豊田三好事務組合の解散に伴い、平成20年度より豊田市へ委託





(2) 計画収集

本市のごみの収集は、各地区で曜日を定め計画的に収集する計画収集を行っています。可燃ごみは週2回、金属ごみは月2回、陶磁器・ガラスごみは月1回行い、指定したごみ袋で指定した場所に出していただくようにしています。また、令和2年度から週1回プラスチック製容器包装の収集を開始しています。

(3) 再利用資源収集

各地区の指定場所に専用の折りたたみ式コンテナとネットを配布し、毎月1回、びん、かんと ペットボトルの収集を計画収集として実施しています。

(4) 粗大ごみ収集

指定したごみ袋に入らないものを粗大ごみとして扱い、収集を希望する場合は、「粗大ごみ受付 センター」へ申し込んで、粗大ごみ1個につき500円の処理券を貼付、指定した日に家の近くの 指定した場所に出しておき収集する有料戸別収集を実施しています。

指定ごみ袋

資源ごみ

(びん、かん)回収

可燃(青色)

金属類用(赤色) プラスチック製容器包装(黒色)

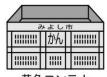
陶磁器・ガラス用(緑色)

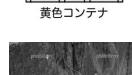














ペットボトル用 ネット

粗大ごみ処理券



(5) ごみ処理手数料

		取 扱	区 分			単 位	金額
指	定	袋	(大)	1枚	15円
指	定	袋	(小)	1枚	10円
粗		大			み	1個	500円
自己搬	入で処	尾	三衛	生	組合	10 kgにつき	200円
分する	3 もの	みよ	し市不燃	物埋立	処分場	10 kgにつき	3 0 円

(6) ごみの減量化

家庭からのごみを減量するため、生ごみ堆肥化容器及び機械式生ごみ処理機の購入費補助を行 っています。

令和元年度の補助実績は、生ごみ堆肥化容器についてはコンポスト式が1基、密閉容器式が3 基で、機械式生ごみ処理機については11基の補助を行いました。

2 リサイクル推進事業

ごみの減量化を一層推進するため、ごみのなかでも貴重な資源となるものを回収し、循環型社会の形成を図るためリサイクル活動に取り組んでいます。

(1) ペットボトルの回収

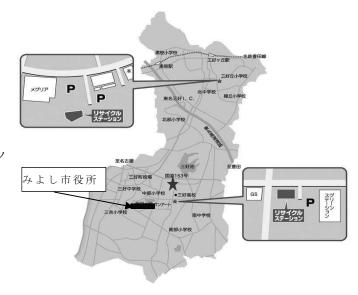
各行政区(一部を除く)の公民館・児童館・集会所、保育園等に回収箱を設置しています。

(2) 乾電池及び蛍光管の回収

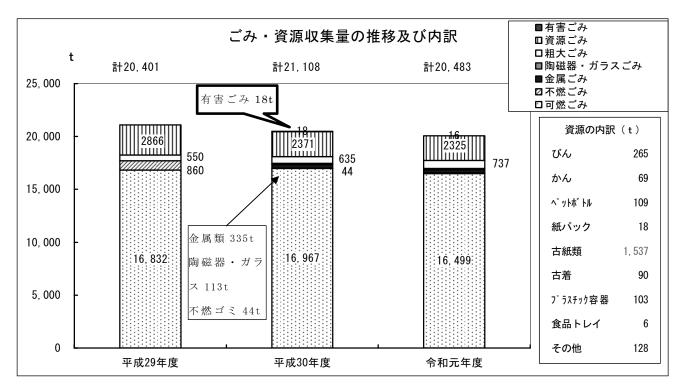
各行政区の公民館・児童館・集会所等に回収箱を設置しています。

(3) リサイクルステーションの設置

トヨタ生活協同組合メグリア三好店駐車場、あいち豊田農協グリーンステーション三好西側並びに三好公園第4駐車場北に「リサイクルステーションみよし」を設置し、新聞、雑誌・雑紙、紙パック、段ボール、古着、ペットボトル、びん、アルミ缶、スチール缶、白色トレイ、プラスチッ乾電池、蛍光管、食用油、割り箸、スプレー缶、使い捨てライター、陶器、水銀入り体温計、CD・DVD本体及びケース、自動車・オートバイ用バッテリー、インクカートリッジ、小型家電(メグリアを除く)の23種類を回収しています。



また、市役所においても、簡易のリサイクルステーションを設置しています。 回収品目は、紙パック、びん、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、乾電池、使い捨てライタ ー、インクカートリッジの8種類です。



(4) 資源ごみ回収の推進

資源ごみ回収の推進を図るため、小中学校のPTA等営利を目的としない団体に、補助を行っています。対象となる資源ごみは新聞紙、雑誌・雑紙類、段ボール、紙パック、古着で、令和元年度の回収実績は、260 t ありました。

3 環境美化推進事業

環境美化の日を年1回(例年11月)定め、全市をあげて一斉清掃の実践活動(ごみゼロ活動)を展開するとともに、地区環境美化推進協議会で各地区の実情に合わせた環境美化事業を展開することとしています。

また、空き地の管理及び環境保全のため雑草等の除去依頼を実施し、周辺の環境保全に努めていただくよう通知を行っています。令和元年度の通知件数は198件でした。

4 し尿処理事業

市全域を対象に、し尿(汲取り式トイレ)は民間委託により、また、一般家庭及び事業所の浄化 槽汚泥(浄化槽トイレ)は許可業者により収集され、「清掃センター砂川衛生プラント」で適正に処 理をしています。

(1) し尿処理

(ア) 処理施設

・清掃センター砂川衛生プラント

所在地: みよし市三好丘旭四丁目 19-15 15:0561-36-4411

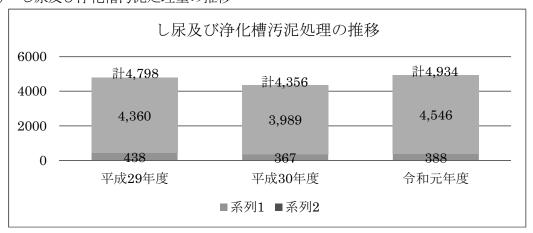
※ 豊田三好事務組合の解散に伴い、平成20年度より豊田市へ委託

(イ) し尿収集

し尿の汲み取りは各地区月1回実施しています。

· 処理世帯数 94世帯 · 処理人口 158人 (令和2年3月末現在)

(ウ) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移



※浄化槽汚泥については、一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可を受けた業者が浄化槽管理者より依頼を受けて収集します。

(2) し尿処理手数料

取 扱	区分	単 位	金額
	人 頭 割	1人1ヶ月につき	300円
定額制	世帯割	1世帯1ヶ月につき	270円
	臨時汲取り	1回につき	1,000円
従	a 制	36リットルにつき	330円

IX 動物愛護対策事業

IX 動物愛護対策事業

1 犬の登録及び狂犬病予防注射

(1) 犬の登録事務

平成12年度より狂犬病予防法の改正により、次の犬の登録事務を行っています。

- (ア) 犬の生涯一度の登録と鑑札の交付
- (イ) 年1回の狂犬病予防注射済の登録と注射済票の交付
- (ウ) 犬の登録鑑札と注射済票の再交付
- (エ) 犬の登録事項変更届の受理
- (オ) 犬の死亡届の受理

(2) 犬の登録等に係る手数料

名 称	単 位	手数料の額
犬の登録	1 件につき	3,000円
狂犬病予防注射済票交付	1 件につき	5 5 0 円
犬の鑑札の再交付	1 件につき	1,600円
狂犬病予防注射済票再交付	1 件につき	3 4 0 円

(3) 犬の登録、狂犬病予防注射等の実施状況

11/	11.		
単	177	•	頭
	11/		V

区分年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
犬の登録総数	4, 367	4, 378	4, 304	4, 251	3, 902
狂犬病予防注射	3,022	3,066	3,027	2, 964	3, 092
動物死体処理	320	328	334	386	317

2 犬・猫避妊等手術費補助

大及び猫の避妊手術又は去勢手術を奨励することにより、野犬、飼えなくなった猫の増加を防止することを目的として避妊・去勢手術費の補助を行っています。

令和元年度の補助金額及び補助実績は次のとおりです。

種類	手術名	補助金	補助実績
犬	避妊	5,000円	5 0 件
人	去勢	3,000円	3 5 件
猫	避妊	4,000円	101件
2田	去勢	2,000円	4 4 件

3 野犬の捕獲、飼育指導等

飼育できなくなった犬・猫の引き取り(有料)、野犬の捕獲、飼育の指導、 犬・猫等に関する苦情の受付及び処理、犬・猫の譲渡等を以下の施設で随時 行っています。

・愛知県動物愛護センター (所在地 豊田市穂積町新屋 73-3 Th 0565-58-2323)

参考資料

環境方針

最高責任者(みよし市長)は、環境への負荷の少ない循環型社会を目指し、「環境方針」を 定めています。

環境方針

1 基本理念

私たちは、地球という自然環境の中で、その恵みを受け、生命を育んできました。その地球の環境が、人の生活に起因する温暖化や廃棄物などにより大きく変わるうとしています。

今、私たちは生活に対する考え方を改め、人と人、人と自然が共生できる取り組 みを進めていく必要があります。

このため、みよし市は、市民・地域・事業者と協力し、環境基本計画で設定した 望ましい環境像「みどり豊かな ふれあいのまち」の実現や地球にやさしい行動に 向けた「地球温暖化対策実行計画・庁内環境保全率先行動計画」に取り組むととも に、みよし市役所自らが国際標準化機構の環境マネジメントシステムの認証取得と 実践行動の成果を踏まえ、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指します。

2 基本方針

基本理念を踏まえ、環境管理要綱により、職員一人ひとりが環境に配慮した以下の取り組みを積極的に推進します。

- (1) 環境に配慮した事務・事業の推進 資源及びエネルギーの消費を抑制するとともに、緑化などの環境改善事業を推進します。
- (2) 環境に配慮し、災害防止のための公共施設の管理 新エネルギーを活用した公共施設の整備や災害を未然に防止するための施設 整備に努めます。
- (3) 法令等の遵守と汚染の予防 環境に関する法令等を遵守し、環境負荷の低減を図るとともに、環境汚染の予 防に努めます。
- (4) 環境目的及び目標の設定と継続的改善環境管理要綱の中で、環境目的及び目標を定め、かつ定期的に見直し、継続的改善に努めます。
- (5) 職員の教育及び訓練の実施

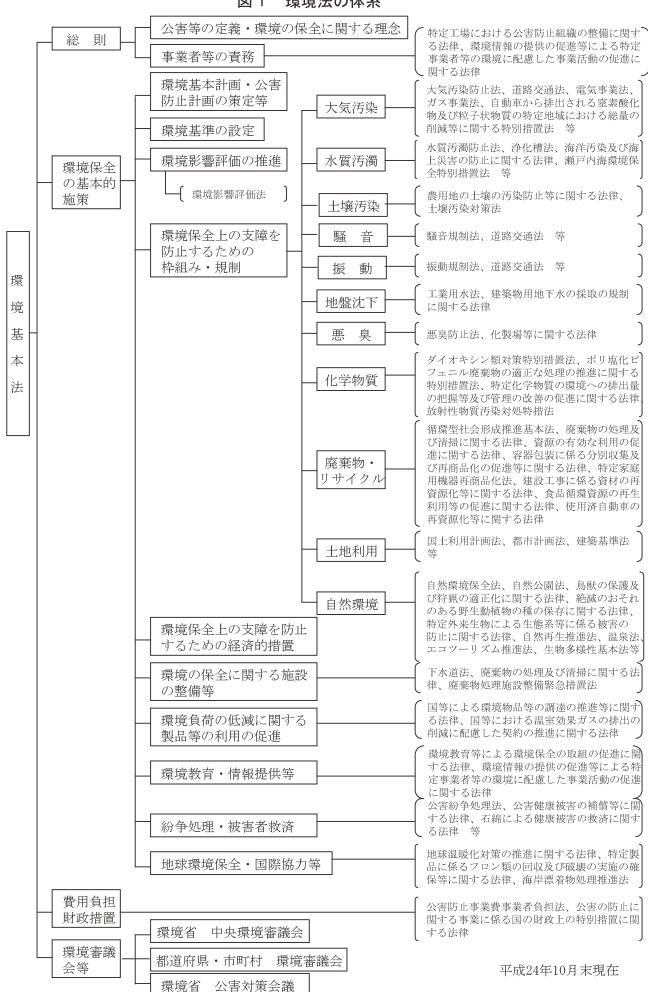
環境意識の向上を図るため、職員の教育及び訓練を実施し、市民・地域・事業者の規範となるよう努めます。

この環境方針は、全職員に周知するとともに、一般に公表します。

平成24年 4月 1日

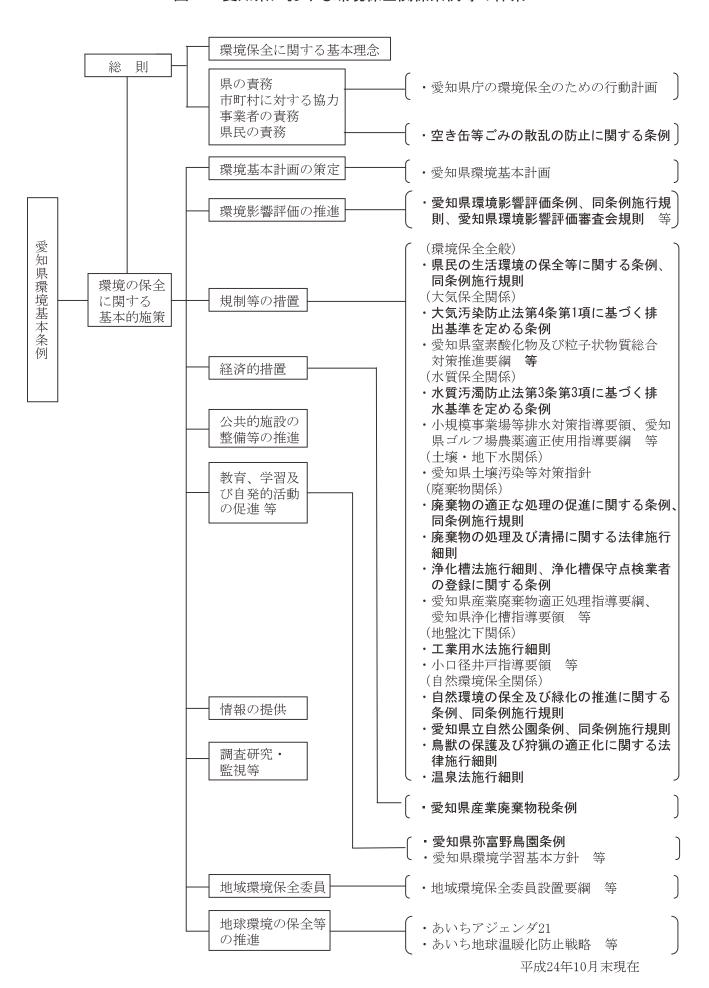
みよし市長

図1 環境法の体系



60 -

図2 愛知県における環境保全関係条例等の体系



-61-

用語説明

1 環境全般

アメニティ

アメニティ(Amenity・英語)とは、「快適な環境、環境の快適さ」等と訳されている言葉である。 近年、環境の快適さの必要性が高まり、河川の浄化、街並みの保全、道路の緑化等の身近な快適環境 づくりを住民が主体となって自主的に行われている。そして、この快適環境づくりを総合的・体系的に 進めるためのアメニティ・タウン計画の策定も各地で高まっている。

オゾン層の破壊

地上から約25km上空の成層圏に存在するオゾン層は、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生物を保護している。1985年に南極上空でオソン層が減少し薄くなっているオゾンホールが観測され問題となった。オゾン層が破壊され、地上に達する紫外線の量が増大すると、皮膚ガンや白内障の増加、免疫機能の低下等をもたらす恐れがある。

オゾン層が破壊される原因は、フロンガスで、フロンは長期間(50~100年)分解されずに空気中に留まり、やがては成層圏に達し、そこで強い紫外線により分解して塩素原子を引き抜き、その結果オゾンが破壊される。

フロンは、冷凍機やエアコンの冷媒、電子部品の洗浄に広く使われていたが、1987年に採択された「モントリオール議定書」により、フロンの段階的な削減が合意され、我が国でも、1994年に「オゾン層保護法」が制定された。

環境アセスメント(環境影響評価)

開発事業等に伴う公害や自然破壊を未然に防止するため、あらかじめ事業者が、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うとともに、その結果に対する地域住民等の意見を聴いて、地域の環境保全に十分な配慮を行うことを環境アセスメントといいます。

環境基準

環境基本法は、第16条で「政府は大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定める」ものとしており、この基準が環境基準と呼ばれるものです。

環境基準は、行政上の目標であって、公害行政を進めていく上での指針となるものです。

環境ホルモン

環境ホルモン(外因性内分泌撹乱化学物質)とは、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その 生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」を意味する。

環境ホルモンに関しては、生殖機能の阻害など、人や野生動物への影響を示唆する科学的報告が多くなされているものの、報告された異常と原因物質との因果関係、そうした異常な状況が発生するメカニズムに関しては、いまだ十分には明らかにされていない。しかしながら、環境中には、人及び動物のホルモン作用を撹乱しうる化学物質がいくつか存在することはかなり確実であり、世代を越えた深刻な影響をもたらす恐れがあることから、環境保全行政上の新たな重要課題の一つとなっている。

公害

環境基本法は、第2条で「公害」ということばを定義し、次のように規定しています。

「公害とは、現境の保全上の障害のうち、事業活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、③土壌の汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤の沈下(鉱物の採掘のため土地の掘さくによるものを除く。)、⑦悪臭によって人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及び生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。」

この7つの公害は通常「典型7公害」と呼ばれ、公害行政として取り組むべき公害の範囲とされています。

砂漠化

砂漠化は、気候変動に伴う降雨量の減少による乾燥化や、開発途上国での人口増に起因する過度の開墾による表土流出、過伐採、過放牧により引き起こされ、食料生産基盤の悪化、生物多様性の喪失などの深刻な影響を及ぼしている。

国連の調査結果(1991年)によると、砂漠化の影響は地球上の約4分の1に及び、世界の約6分の1の 人々が影響を受けているといわれている。

酸性雨

石油や石炭などの化石燃料の使用に伴い排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が降雨に取り込まれ、酸性が強くなった、pH5.6以下の雨のことをいう。

酸性雨の被害としては、森林の破壊や湖沼に生息する魚類の死滅、石やコンクリート、金属製の建物 の腐食が知られている。

酸性雨はその原因物質が気流で運ばれ、原因物質の発生源から遠く離れた場所で発生することもあるため、酸性雨を減少させるためには、自国だけでなく周辺近隣諸国の対策も必要である。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素(炭酸ガス)やメタン、フロンガス等は、太陽光線は通過させても、地上から放射される熱を吸収する働きがあり、その結果、地球表面の温度が上昇する。これを「温室効果」と呼んでいる。

しかし、化石燃料等の大量消費により、大気中の二酸化炭素は増加の一途をたどり、産業革命前には大気中の二酸化炭素濃度が約280ppmであったが、現在では350ppmまで上昇し、2030年頃には産業革命前の2倍になるものと推測されている。

その結果、地球の平均気温が 1.5℃~3.5℃上昇し、極地の氷溶解による海面上昇、異常気象により生態系や農作物にも甚大な影響があるといわれている。

二酸化炭素排出量の削減については、現在の社会経済システムを根本的に見直す取組みが必要とされている。

低公害車

自動車の燃料に蓄電池や天然ガスやメタノールなどを単独で動力源に用いるものや、ガソリンと蓄電池の動力源を組み合わせて低公害化や省エネルギー化を図った自動車のことで、従来の車に比べればNOx(窒素酸化物)、CO2(二酸化炭素)の排出の削減ができ、実用化されている。

熱帯雨林の破壊

熱帯雨林は二酸化炭素を吸収し酸素を供給するなど、生物全体にとって多大な恵みをもたらす、かけがえのない財産である。

世界の熱帯雨林は、かつて陸地面積の16%を占めていたが、収奪的な移動焼畑耕作や、商工材としての不適切な伐採により毎年1,540ha(日本のほぼ4割)が減少し、現在では6%となっている。

熱帯雨林の減少は、野生生物の生息地が損なわれるなど生態系への直接的な影響のほか、砂漠化、地球温暖化を加速するなど間接的な影響も懸念されている。

ISO

「International Organization for Standardization」の略で「国際標準化機構」の略称です。語源は、ギリシャ語のイソス (ISOS) に由来し、「平等」及び「標準」を意味します。

国際間の物資やサービスの交流を円滑にするために国際規格づくりを進めている非政府の国際機関でもあります。

ISOが制定した規格は欧米や日本など多くの国で国家規格として採用されています。例としては、写真フィルムの感光度、非常口のシンボルマークなどがあります。

ISO14001

地球温暖化やオゾン層の破壊防止といった全地球的なものから、工場、事務所周辺の地域環境を守るといった身近なものまで、環境に関する広い範囲にわたって、自主的に環境への負荷を少なくしていくための目標や計画を定めて運用し、継続的な改善を進めていく活動の仕組みを定めた規格のことを言います。

2 単位

重量の単位

mg ミリグラム 1 gの干分の 1 μg マイクログラム " 百万分の 1 ηg ナノグラム " 10億分の 1 ρg ピコグラム " 1兆分の 1

時間率騒音レベル

騒音レベルがあるレベル以上である時間が実測時間X%を占める場合、そのレベルをX%時間率騒音レベルという。

50%時間率騒音レベルL50:中央値

5%時間率騒音レベルL5 : 90%レンジの上端値95%時間率騒音レベルL95: 90%レンジの下端値

dB(デシベル)

騒音・振動のレベルの単位。

LAeq (等価騒音レベル)

変動する騒音レベルのある時間内におけるエネルギーをもつ平常音の騒音レベルをいいます。

ppm (ピー・ピー・エム:Parts per millionの略)

100 万分中のいくつであるかを示す分率。 1m^3 中の 1cm^3 また、1 kg中の1 mgを 1 ppm という。p pm とほぼ等しい単位として m g/L があり、1 L 中の1 mg を 1 mg/L で表します。

また、ppb(parts per billion)は、ppm の 1,000 分の 1 で 10 億分中のいくつであるかを示す分率です。

3 大気関係

アスベスト (石綿)

アスベスト (石綿) は、天然に産出される繊維状の鉱物であり、蛇紋岩系のもの、角閃石系のものなどがあります。その特性は、耐熱性、耐摩耗性に優れ、かつ安価であるため、建築物の内外装材、自動車の摩擦材など広い分野で使用されています。人体への影響としては、アスベスト肺、肺がん、中皮腫など主として肺や胸膜への影響があげられます。大気汚染防止法で定めるアスベストの規制基準は、敷地境界線において10本/L以下とされています。

光化学スモッグ

大気中に存在する硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素等のガス状物質が、強い日射を受けて光化学反応を起こし、共存する微細粒子を核として、凝結することにより生成するもので、特に春から夏にかけてはこの傾向が強く風の弱い日には、大気中の粒子状物質が拡散しにくいため、大気は白っぽくどんよりと濁った感じになります。なお、この内、酸化性物質が光化学オキシダントと呼ばれるものです。

人体に対しては、目がチカチカする、のどが痛くなる等の影響を及ぼすと言われています。 その他、植物の成育を阻害したり、ゴムの損傷を早めたりすると言われています。

(注) スモッグ (smog) は、smoke (煙) +fog (霧) の合成語です。→Ox (光化学オキシダント)

降下ばいじん

大気中の粒子状物質のうち、比較的大きいものが重力や雨の作用によって地上に降下したものです。 降下ばいじん量は、1 か月の間に 1 km 2 当たり何トン降下したか(t/km 2 ・月)で表し、降水量等気象条件等の影響を受けると言われています。

ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)の総称であり、物の燃焼等の過程で非意図的に生成します。

塩素原子の位置により、PCDDには 75 種類、PCDFには 135 種類の異性体が存在し、その有害性はこれらの異性体の中で最強の毒性を有する 2,3,7,8, —四塩化ジベンゾパラジオキシン(2,3,7,8, — CDD)の毒性を 1 としたときの他の異性体の相対的な毒性を毒性等価係数 (TEF) で示し、これを用いてダイオキシン類としての有害性を 2,3,7,8-TCDDの当量 (TEQ) で表現することが通例です。

CO(一酸化炭素)

無味、無臭、無色、無刺激の気体で有機物が不完全燃焼したときに発生するものです。発生源は、自動車によるものが最も多く、その他石油ストーブ、ガスコンロ、タバコ等からも発生します。呼吸器から体内に入り血液中のヘモグロビンの酸素運搬機能を阻害するため、高濃度のときは、酸素欠乏症の諸症状である頭痛、めまい、意識障害を起こすと言われています。

NOx (窒素酸化物)

窒素 (N) と酸素 (O) の化合物全体のことをいい、一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO_2) がその主なものです。その生成は、燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合することによるほか、窒素分を含む有機物が燃焼するときにも発生するなど、物を高温で燃焼させることにより発生するため、発生源は、工場、自動車、家庭等多岐にわたります。また、二酸化窒素は、赤褐色の刺激性の気体であり、高濃度のときは、眼、鼻等を刺激するとともに、健康に影響を及ぼすと言われています。

Ox (光化学オキシダント)

大気中のオゾン等の酸化力の強い物質の総称で、大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い日射(紫外線)を受け光化学反応を起こし生じたものであるが、その生成は、反応物質の濃度レベルのみならず、気象条件に大きく依存しています。また、オキシダント濃度は光化学スモッグの発生指標とされています。→光化学スモッグ

SOx(硫黄酸化物)

硫黄(S)と酸素(O_2)の化合物全体のことをいい、主に重油等の硫黄を含む燃料が燃焼するときに発生するもので二酸化硫黄(SO_2)がその主なものです。二酸化硫黄は、無色で刺激性のある気体で、水に溶けやすく、高濃度のときは眼の粘膜に刺激を与えるとともに、呼吸機能に影響を及ぼすと言われています。

SPM (浮遊粒子状物質)

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 ミクロン (1 ミクロン=1/1000 ミリ) 以下のものをいい、発生源は、工場、交通機関、家庭等人為的なもののほか、土壌の舞い上がりや火山活動等自然的なものがあります。

この粒子は、沈降速度が小さいため、大気中に比較的長時間滞留し、高濃度のときは健康上影響を与えると言われています。

4 水質関係

魚類斃死

魚類が、水中の溶存酸素不足や毒物の流入、伝染病、寄生虫などさまざまな原因により死ぬことです。

健康項目

水質汚濁に係る環境基準において、人の健康を保護するために基準の定められている次の 26 項目のことをいいます。

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチル、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準において、生活環境を保全するために基準が定められている次の9項目で、 河川・湖沼・海域によってそれぞれ若干異なり、次のとおりとなっています。

河 川	湖 沼	海域
рΗ	рΗ	рΗ
BOD	COD	COD
SS	SS	DO
DO	DO	大腸菌群数
大腸菌群数	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質
	全窒素・全リン	(油分等)

水生生物

水中に生活する生物をいいます。水中には藻類や原生動物などのプランクトン、水草、昆虫、魚類等さまざまな植物や動物が生育しています。これらの水生生物は、水が汚染されると影響を受け、水質の程度に応じた生物相を呈するようになります。

この現象を利用して、水中の生物の種類や数から水の汚れ具合を調べることができます。

大腸菌群数

人や動物の糞便中には大腸菌が多く存在するため、これを測定することにより糞便による汚染の程度を知ることができます。→生活環境項目

富栄養化

河川、海、湖沼等に有機物が流入すると、自浄作用によって有機物は浄化される。しかし、有機物や 二次生成物の栄養塩類などが豊富になると、特定の生物が異常に発生するようになる。このように、栄 養を増してく現象を富栄養化といいます。

有機リン

有機リン化合物は、毒性の強いものが多く、殺虫剤として使用されたりします。

有機リン系殺虫剤の中には、人間にも有害で、体についたり吸入したりすると頭痛が起きたり、手足がしびれたり、ひどいときには死にもいたるものもあるといわれています。→生活環境項目

As (ヒ素)

硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出される半金属。銅、鉛、亜鉛等の精錬の際、副産物としても 産出されます。ヒ素及びその化合物(ヒ素、亜ヒ素、ヒ化水素等)は、すべて猛毒であり、皮膚、消化 器、呼吸器等から吸収されると、骨や内蔵に沈積して排出されにくく、慢性中毒を起こし、嘔吐、皮膚 の褐黒色化、赤血球の減少、肝臓肥大、乾燥性発しん等の症状を示すといわれています。→健康項目

BOD (生物化学的酸素要求量:Biochemical Oxygen Demand の略)

有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質が 20℃で 5 日間のうち微生物により酸化分解される過程で消費される酸素量(単位:mg/L)で表します。この値が高いことは、その水の中に微生物により分解されやすい有機物が多いことを意味し、これが河川に流入すると、河川の水の中に溶けて

いる酸素 (DO) を多量に消費し、魚貝類に被害を及ぼします。→生活環境項目

C d (カドミウム)

主に亜鉛の生産に伴って産出される重金属で、大量のカドミウムが長期にわたって体内に入ると慢性中毒となり、機能低下を伴う肺障害、胃腸障害、腎臓障害等を起こします。イタイイタイ病は、上流の鉱山排水中に含まれるカドミウムによる慢性中毒に起因するものといわれています。→健康項目

COD (化学的酸素要求量・Chemical Oxygen Demandの略)

有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質を 100℃で酸化剤(過マンガン酸カリウム)で酸化するときに消費される酸素量(単位:mg/L 以下)で表します。この値が大きいほど汚濁が進んでいることを意味します→生活環境項目

CN⁻(シアン)

シアン化合物のことをいい、シアン化水素 (HCN)、シアン化カリウム (KCN) などのほか、銅、鉄、銀等の金属化合物があります。シアン化水素、シアン化カリウムなどは、体内に入ると呼吸困難を起こし、人が数秒で死ぬほどの猛毒 (シアン化カリウムで致死量 0.15g といわれる。) であると言われています。→健康項目

Cr (クロム)・Cr⁶⁺ (六価クロム)

耐蝕性、耐熱性に富む重金属で、メッキやステンレス原料として用いられています。クロム化合物には青紫色を呈する三価クロム化合物と、黄色から赤色を呈する六価クロム化合物があり、このうち六価クロム化合物は、激しい刺激性を持ち、接触による皮膚障害、吸入による鼻粘膜や肺に重大な障害をもたらし、浮腫やかいようを生じ、またガンの原因になるといわれています。→健康項目

DO (溶存酸素量: Dissolved Oxygen の略)

水中に溶け込んでいる酸素量のことをいい、単位は mg/L で表します。→生活環境項目BOD・COD

n-ヘキサン抽出物質

油脂、ワックス、グリス等酸性でノルマルヘキサンにより抽出される物質の総称で、通常「油分等」 といわれており、鉱油、動植物油等の量を示す指標として使われています。→生活環境項目

Pd(鉛)

方鉛鉱、白鉛鉱、硫酸鉛鉱等の鉱石の形で産出される重金属でその化合物は、水銀等と並んで最も毒性の強い物質の一つで皮膚、消化器、呼吸器等を通して吸収され、ひどくなると強い関節炎や頭痛を伴う血圧上昇、タンパク尿などの症状を示すといわれています。→健康項目

p H (ペーハー)

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、酸性、アルカリ性の度合を示します。→生活環境項目

- pH 0~7……酸性(数値が小さくなるほど酸性の度合が強い)
- p H 7 ······中性
- pH 7~14 ……アルカリ性(数値が大きくなるほどアルカリ性の度合が強い)

SS (浮遊物質量: suspended solids の略)

粒径 2 mm以下の、水に溶けない懸濁性の物質のことをいい、一定量の水をとってろ過したあと、残留物を蒸発させてその重量を測り、それを水中の濃度 (mg/L) で示し数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを示します。→生活環境項目

5 騒音・振動関係

暗騒音

ある音を対象として考える場合、その音がないときにもその場所に存在する騒音を対象の音に対して 暗騒音といいます。

環境騒音

ある地点において、特定の音源のはっきりわかる騒音だけでなく、不特定多数の騒音が混ざっている 騒音をいいます。

振動レベル

振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数等によって異なります。公害振動の大きさは、物理的に測定した加速度振幅の大きさに、周波数による感覚補正を加味して表します。実際には、通常振動感覚補正回路を持つ公害用の振動レベル計により測定した値を振動レベルとして、「dB」で表します。

騒音

「好ましくない音、不必要な音」の総称であり、騒音という特別な音があるわけではなく、それを聞く人の主観的な判断によるものである。多くの人が騒音とする音、しばしば騒音とされる音として、① 概して大きい音、②音色の不快な音、③音声聴取を妨害する音、④休養・安眠を妨害する音、⑤勉強・事務の能率を妨げる音、⑥生理的障害を起こす音等があげられます。

騒音レベル

音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なります。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴覚補正を加味して表します。実際には、騒音計のA特性で測定した値を騒音レベルとして、 $\int d B$ 」で表します。 $\rightarrow A$ 特性

低周波空気振動 (低周波騒音)

人の耳には聞き取りにくい低い周波数の空気振動で、時としてガラスや障子などを振動させるため苦情が発生します。20 ヘルツ(Hz)以下の周波数の音波で、人間の耳には聞き取れません。

特定建設作業

建設作業のうちでも、特に騒音・振動による生活環境の悪化をもたらすものとして法律や条例で作業 の届出が義務づけられている建設作業の総称を特定建設作業といいます。

特定施設

工場や事業所に設置されている各種の施設のうち、生活環境の悪化をもたらすものとして法律や条例で届出が義務づけられている施設の総称を特定施設といいます。

要請限度

騒音規制法又は振動規制法の指定地域におい自動車騒音又は道路交通振動が一定の限度を超えていることにより周辺の生活環境が著しく損なわれている場合には、市町村長は、都道府県公安委員会に対し、措置をとるべきことを要請するものとしています。この限度のことを要請限度といいます。

A特性

人の耳の感覚に合わせて、低周波数域における速度をおとした周波数補正特性のことをいいます。 →騒音レベル

6 悪臭関係

悪臭物質

「不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」として、悪臭防止法で22の物質が指定され、規制しています。

官能試験法

悪臭全体の臭いの強さを測定する方法で、採取した悪臭を希釈して、臭わなくなった時点での希釈倍率をもって臭気の強さを表します。

三点比較式臭袋法

悪臭を注入した 1 つの袋と、無臭空気のみを注入した 2 つの袋を 1 組として、6 人以上の試験官(パネラー) 1 人 1 人に悪臭の入った袋を当ててもらい、次第に悪臭を薄めて、パネラー全員が不明、不正解となるまで行い、これを統計的に処理して、もとの悪臭を何倍に薄めると判別できなくなるかをもって臭気濃度とする官能試験法の一種です。

臭気指数

臭気指数とは、平成7年環境庁告示第63号「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法(嗅覚測定法)」により、あらかじめ嗅覚が正常であることの検査に合格した被検者(パネル)が臭気を感じなくなるまで試料を無臭空気で希釈したときの希釈倍数(臭気濃度)を求め、その常用対数値に10を乗じた数値である。臭気指数=10×Log(臭気濃度)